

午前九時〇〇分開議

○議長（鈴木基次君） おはようございます。本日の会議の開会に先立ちまして、去る9月10日に茨城、栃木、宮城の3県で発生した東日本豪雨災害におきまして、尊い命が奪われ、また多くの方が負傷されました。そして、現在もなお安否不明者の捜索と救助活動が続いています。家屋や道路などの生活基盤にも甚大な被害が発生しており、避難生活を余儀なくされている方も大勢おられます。亡くなられた方々のご遺族に対し、深く哀悼の意を表するとともに、被災されました方々には衷心よりお見舞い申し上げます。

ただいまの出席議員数は10人です。定足数に達していますので、これから本日の会議を開きます。

本日の日程は、お手元に配付のとおりです。

日程第1 報告第1号 専決処分事項の報告（平成27年度美浜町一般会計補正予算（第3号））についてを議題とします。

本件について細部説明を求めます。総務政策課長。

○総務政策課長（福島教君） おはようございます。

報告第1号 専決処分事項の報告（平成27年度美浜町一般会計補正予算（第3号））について細部説明を申し上げます。

本専決処分事項につきましては、既定の歳入歳出予算の総額にそれぞれ3,533千円を追加し、補正後の歳入歳出予算の総額を37億16,298千円とするものでございます。

まず、8ページの歳出ですが、農林水産業費、水産業費、水産業振興費負担金補助及び交付金2,500千円の追加でございまして、去る7月17日から18日にかけての台風11号の影響によります椿山ダム放流に伴い、河川より大量の木片などが流出し、煙樹ヶ浜に漂着したものを、県により撤去処理が実施されるまで、地引き網漁業の操業に支障となる煙樹ヶ浜汀線部の漂着ごみを一時的に集積するために、紀州日高漁業協同組合に対する負担金を支出するものでございます。

次に、教育費、中学校費、学校管理費負担金補助及び交付金は1,033千円の追加で、松洋中学校の女子柔道部とバドミントン部が中体連県大会、近畿大会を勝ち抜き、お盆明けに北海道で開催される全国中学校体育大会に出場いたしましたので、必要経費について補助したものでございます。財源は、6ページの歳入で、地方交付税、普通交付税を充当してございます。

平成27年8月10日付で専決処分させていただきましたので、地方自治法第179条第3項の規定により議会に報告し、ご承認をお願いするものでございます。

以上、簡単でございますが、細部説明を終わります。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（鈴木基次君） これから質疑を行います。

○議員 「ありません」

○議長（鈴木基次君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

○議員 「ありません」

○議長（鈴木基次君） これで討論を終わります。

これから採決します。この採決は挙手によって行います。

本件を承認することに賛成の方は挙手願います。

○議員 （挙手多数）

○議長（鈴木基次君） 挙手多数です。したがって、報告第1号 専決処分事項の報告（平成27年度美浜町一般会計補正予算（第3号））については承認することに決定します。

日程第2 報告第2号 平成26年度決算に係る健全化判断比率及び資金不足比率の報告についてを議題とします。

本件について細部説明を求めます。総務政策課長。

○総務政策課長（福島教君） 報告第2号 平成26年度決算に係る健全化判断比率及び資金不足比率の報告についてご説明申し上げます。

先に、平成26年度決算に係る健全化判断比率について申し上げます。

この報告は、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項の規定の中で、「地方公共団体の長は、毎年度、前年度の決算の提出を受けた後、速やかに、実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率及び将来負担比率並びにその算定の基礎となる事項を記載した書類を監査委員の審査に付し、その意見を付けて当該健全化判断比率を議会に報告し、かつ、当該健全化判断比率を公表しなければならない。」となっております。

まず、当町の算定結果では、実質赤字比率並びに連結実質赤字比率につきましては、どちらも黒字決算なので、「赤字比率は発生なし」ということでございます。

また、実質公債費比率では、公債費に公営企業の元利償還金に対する一般会計からの繰入金や一部事務組合の地方債の元利償還に対する町の負担金などを加えて算出する指数で、実質的な公債費の標準財政規模に対する比率でございまして、本年度は8.0%であります。ちなみに、早期健全化団体基準は25%、財政再生団体基準は35%であります。

また、将来負担比率では、地方債の残高をはじめ、一般会計などが将来負担すべき実質的な負債が標準財政規模に占める比率でございまして、45.2%であります。ちなみに、早期健全化団体基準は350%であります。

次に、資金不足比率の報告についてご説明申し上げます。

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第22条第1項の規定では、「公営企業を営する地方公共団体の長は、毎年度、当該公営企業の前年度の決算の提出を受けた後、速やかに、資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類を監査委員の審査に付し、その意見を付けて当該資金不足比率を議会に報告し、かつ、当該資金不足比率を公表しなければならない。」となっております。

当町では、対象となる会計は、農業集落排水事業特別会計、公共下水道事業特別会計及び水道事業会計の3会計で、これらいずれの会計につきましても資金不足は発生しておりませんので、「資金不足発生なし」という結果でございます。

健全化判断比率のうち、一つでも早期健全化基準以上になった場合には財政健全化計画を、また資金不足比率が経営健全化基準以上になった場合にも経営健全化計画を定める必要がありますが、当町は、ただいまお示ししておりますとおり、全ての基準を下回りましたので、これらの計画の策定は必要ありません。

以上で、報告第2号の報告といたします。

○議長（鈴木基次君） これから質疑を行います。ありませんか。

○議員 「ありません」

○議長（鈴木基次君） これで質疑を終わります。

本件については、報告事項ですので、これで議了します。

日程第3 議案第1号 和歌山県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体数の減少及び和歌山県市町村総合事務組合規約の変更についてを議題とします。

本件について細部説明を求めます。総務政策課長。

○総務政策課長（福島教君） 議案第1号 和歌山県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体数の減少及び和歌山県市町村総合事務組合規約の変更について細部説明を申し上げます。

和歌山県市町村総合事務組合は、主に市町村職員の退職手当の支給に関する事務と非常勤職員公務災害に関する事務を共同処理している組合でございますが、今回、組合の構成団体のうち、那賀老人福祉施設組合が平成28年3月31日をもって解散するのに伴い、同日付で和歌山県市町村総合事務組合を脱退したい旨の通知がありましたので、組合規約の変更について、地方自治法第286条第1項の規定により議会の議決をお願いするものでございます。

条文としては、別表の中から「那賀老人福祉施設組合」を削るものでございます。

以上で、細部説明を終わります。よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（鈴木基次君） これから質疑を行います。ありませんか。

○議員 「ありません」

○議長（鈴木基次君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありますか。

○議員 「ありません」

○議長（鈴木基次君） これで討論を終わります。

これから採決します。この採決は挙手によって行います。

本件、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

○議員 （挙手多数）

○議長（鈴木基次君） 挙手多数です。したがって、議案第1号 和歌山県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体数の減少及び和歌山県市町村総合事務組合規約の変更については原案のとおり可決されました。

日程第4 議案第2号 美浜町個人情報保護条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

本件について細部説明を求めます。総務政策課長。

○総務政策課長（福島教君） 議案第2号 美浜町個人情報保護条例の一部を改正する条例について細部説明を申し上げます。

今回の条例改正は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律、いわゆる番号法がいよいよ動き始めるのに際し、これまで定義されていた個人情報の概念に加え、個人番号を含む個人情報を「特定個人情報」と定義して、美浜町個人情報保護条例の中でも対象にしていくことを明確に定義し、整合性を図るものでございます。

つまり、これまで国の個人情報保護法や町の個人情報保護条例が個人に対する情報を個人情報としているのに対し、今回の番号法では、個人以外に法人番号なども取り扱うため2つの法律の整合を図ってございます。

以下、条文に沿ってご説明申し上げます。新旧対照表もあわせてご覧ください。

第1条、第2条、第3条の改正は、用語の定義についてでありまして、個人番号、いわゆるマイナンバーを含む個人情報を「特定個人情報」と定めてございます。

第6条の2は、第三者機関による評価についてでございます。

第8条は、個人情報の利用及び提供の制限についてでありまして、第8条の2と第8条の3を新たに追加して、特定個人情報の取り扱いについて厳格に定めたものでございます。

第10条、第11条、第12条、第14条、第15条、第20条、第21条、第27条は、字句の追加と開示請求の定めでございます。

第31条の2は、情報の訂正についての規定、第32条以降も個人情報の定義へ「特定個人情報」を追加するものでございます。

附則として、一部の例外を除いて番号法の附則第1条、第4号に掲げる日、つまり平成28年1月1日から施行するものでございます。

以上で、細部説明を終わります。よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（鈴木基次君） これから質疑を行います。中西議員。

○10番（中西満寿美君） 10番、中西です。

この条例の改正、今ご説明あったように、改正は番号法に基づいて行われたということ、私は不勉強で、番号法も読んでおりませんし、また条例も非常に独特の文言が使われておりまして、わかりにくいので、私、これから質問をさせていただきますけれども、非常に的外れなこともお聞きするかもわかりませんが、それを前もってお許し願いたいと思

います。

まず、1点目の質問でございますが、今回、番号法が施行されるので、特定個人情報をこの個人情報に含めたということで、第2条の2に、特定個人情報とは「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の第2条第8項に規定する特定個人情報をいう。」とあるんですが、番号法の第2条の第8項に規定する特定個人情報って、具体的にどんなものかということをお一つ教えていただきたいと思っております。

それから、2つ目は、第8条の2だったか、4かな、今回新たに付け加えられたということですが、その中の第8条の2にただし書きがあります。「ただし、実施機関は云々」とありますが、これ読んでも、なかなかわかりにくいので、このただし書きについて、もう少し詳しくご説明いただけたらと思います。あと、これによって、ただし書きで特定個人情報が利用できるんやということですが、一体どういう場合に利用できるのかということ。これが2つ目の質問です。

それから、次に。

○議長（鈴木基次君） 中西議員、幾つありますか。大分、ありますか。

○10番（中西満寿美君） 2つぐらいずつにしましょうか。

○議長（鈴木基次君） とりあえず2つで、はい。

○10番（中西満寿美君） ほたら、今、2つをお願いします。

○議長（鈴木基次君） はい。総務政策課長。

○総務政策課長（福島教君） 1点目の特定個人情報とは具体的にどういうことなのかというご質問です。

法律の名前、正式には行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律という長い名前なんですけれど、これを番号法って一般的に呼んでいます。その中の第2条第8項の中に、「この法律において特定個人情報とは個人番号をその内容に含む個人情報をいう。」と、これだけの短い定めです。要は、今まで個人情報という概念は、4情報といいまして、氏名と生年月日と住所と性別、この4つで特定の人が限定されるというか、今まで一般的にはこの4つをもって個人情報という言い方をしていたんですけども、今度は、マイナンバーがこれにくっついてきますので、マイナンバーを含む情報全てをこの特定個人情報、ですので、今までの個人情報4情報が揃ってなくても、名前とマイナンバーとか、そういう組み合わせであっても、今までだったら、それだと1つ名前だけしか特定されないから、個人情報という扱いをしなかったんですけど、今度それにマイナンバーが加わることによって全ての人が特定されるようになりますので、ある名前とか、性別とか、住所とかにマイナンバーがくっついてくると、それはもう全て特定個人情報というふうに呼ぶというふうなために、この番号法ではなっているかと思います。

それと、今回の条例の第8条の2のただし書き、実施機関の利用目的についての定めでございますが、同じその番号法の中の別表というのがありまして、その中に、これかなりボリュームあるんですけど、ずらずらっと、国の機関であったり、県の機関であったり、

市町村長であったり、それぞれの事務に対して、この事務についてはマイナンバーを活用していいですよという一覧表がずっとついているわけです。それで、ここに載っていない事務については、逆に言うと、絶対使ってはだめですという、今回そこを厳格化したというふうなこともあるんですけども、国の法律においては、一方でこの番号法というのがあるのと、一方で個人情報保護法というのがあるって、2つの法律があるんですが、町においては、今回の個人情報保護条例、1つの条例でどちらの法律の内容もクリアしようというふうな、ちょっと無理のある定め方になっていますので、番号法で言うところの利用方法、それと国の個人情報保護法にも齟齬が生じないようなということでの今回の改正条文になっているということでございます。

1点目、2点目については以上です。

○議長（鈴木基次君） 中西議員。

○10番（中西満寿美君） 2点については、何とか少しわかったという程度。すみません。再質問はありません。

新たに、第8条の4ですね。「実施機関は、個人の権利利益を保護するため」云々とありまして、「実施機関の内部における利用特定の部局又は機関に限るものとする。」とあるんですが、一体それはどういうふうに考えたらいいのでしょうか。特定の部局または機関、利用目的以外の目的のために利用する場合は、それは特定の部局または機関に限ると、こう読めるんですけども、一体特定の部局または機関というのは、何と考えたらいいのでしょうかということが、もう一つです。

それから、次に、これはいろんな条文にあるんですけども、読んでみますと、特定個人情報を含むという条文と、それから除くという条文がこれ幾つかずっとあるんですね。その除くと含むというのは、除くと含むは意味がわかりますけれども、そこら辺、もう少し、この含むというたら、例えば第3条、第11条、第12条とか、ずっとありますね、含むというのは。除くというのが、第10条とか、第14条とか、幾つかあります。一体、それどういう基準で除くと含むというようにしたんかというのを、ご説明いただければと思います。

この2つで、また後あるんですが、議長さん、この2つにしておきます。

○議長（鈴木基次君） 総務政策課長。

○総務政策課長（福島教君） 第8条の2の第4項ですか。

実施機関という意味なんですけども、実施機関というのは、町で言うところの町長部局であったり、教育委員会であったりということになります。町の場合は、そんなにたくさんの部局、実施機関というのはいんですけれども、県や国になると、大きな組織になると、かなりそれぞれ部局、部に分かれていきます。それぞれが持っている情報というのがありまして、先ほど言いましたように、番号法の別表の中で、厳密に番号法のマイナンバーはこれにしか使ってはならないという厳格な決めがあるわけですけども、その場合であっても、特に長が必要であると認めた場合については、その実施機関内部において、一

部の部署については、特に必要と認めた場合はそういう情報のやりとりといいますか、そういうのをしても構わないというふうな条文になろうかと思えます。

それと、含む、除くというのがよく出てくるということなんですけれども、先ほども言いましたように、今までの個人情報というのがその4情報、あくまで個人を特定するための情報だったのに対しまして、今回はマイナンバーだけがわかればその個人を特定できるというふうなことに、番号法が施行されるようになってきますので、いろんな条例の中の用語に、それぞれに、これまでの言うていた4情報だけの個人情報だけじゃなくて、これまで個人情報に該当しなかったマイナンバー情報、特定個人情報というのを新たに追加しますよ、含みますよという条文が大部分になっているわけです。

ただ、一部にそれを除くというふうな書きっぷりになっている条文があります。これは、ここについては恐らく番号法のほうで厳格に取り決めがされているので、この条例では扱わないよという意味ではないかなというふうに、ちょっと今読んだ限りですけれども、読み解くところです。

ちょっと、お答えになってないかわからないですけれども、以上です。

○議長（鈴木基次君） 中西議員。

○10番（中西満寿美君） そしたら、1つ目の質問ですけれども、町長部局とか、例えば教育委員会が利用する場合もあり得るということで理解したらよろしいんでしょうか。はい。

それから、除くというのは、この番号法の別表の中に、先ほど答弁いただきましたが、第2条の8項に、番号法の8項に規定されている、それ以外の場合は除くという文言が出てくるんやと、このような理解でよろしいでしょうか。

○議長（鈴木基次君） 総務政策課長。

○総務政策課長（福島教君） 私も、今、議員おっしゃられたように解釈をしてございます。

以上です。

○議長（鈴木基次君） 中西議員。

○10番（中西満寿美君） 私も、最初に申し上げましたように、番号法というのを見やるとこんなこと質問して大変悪いんですけど、またこれからもまた一回勉強してみます。

それから、次の質問に移ります。

それで、マイナンバー法、マイナンバー制度というのが一体ようわからんなということで、役場の窓口でマイナンバー制度が始まりますというんか、何かそんな題のパンフレットがありましたので、それもらって帰って、読んでみたんですが、なかなかよう理解しにくいところがありますので、そのことについて次に質問をします。

1つの質問は、町民にとってマイナンバー制度導入のメリットはどういうことかと。国は、こういう非常に便利になりますと書いてあるんですけど、特に町民にとって、これがメリットやなということはどういうことかということと、それから一番心配してんのが

情報の流出ですね。そこで、セキュリティー対策十分されていると、あのパンフレットにも書いてあるんです。例えば、落としたというか、失うた場合には24時間365日で対応しますとかも書かれてあります。そやけども、そのセキュリティー対策は、1つはそのパンフレットにも書いてあるんですが、技術的な安全管理、それから人的な安全管理、2つが必要であるということで、技術的な安全管理というのは、例えばウイルス対策とか、流出せんようにいろいろなのをするということだと思んですが、もう一つは人間的な安全管理ということ、これはどのようにされているんかということ、といいますのは、今日も新聞に出てありましたけれども、堺市の職員が、マイナンバーはまだ施行されていませんけれども、個人情報を流した、こういう記事が、560人分か流したということが出てありました。それは、この前の日本年金機構の情報流出は、これは何かウイルスが侵入したということでしたけれども、人間もきちっとせんね。特に、このマイナンバーによりますと、物すごく価値のある情報が載せられてくると思います。

それで、9月4日付の朝日新聞で読んだんですけれども、これからのマイナンバーの導入の流れということで、この前、9月の初め、個人情報保護法と改正マイナンバー法というのが成立したんですね。マイナンバーは、まだ使われていないのに、既に改正マイナンバー法が成立をしたわけですから。それによりますと、マイナンバー導入の流れはどうなっているかといいますと、もう来月、通知カードが世帯ごとに簡易書留で郵送されてくるわけですね。そして、来年の1月からマイナンバーの利用が始まります。それで、自治体の窓口で個人番号カードを受け取れます。企業や学校での一括申請も可能になります。

それから、ここに改正マイナンバー法で、これ困るなと思ったんですけれど、メタボ検診の記録に結びつけるとあるんです。私は、この前メタボと言われましたので、そういう情報がそこへ載るんやなと思いました。来年1月に、もう載せられるということです。それから、再来年1月からは、自分の個人情報がどう集められたかを確認できるマイナポータルというのが始まるそうです。こんなん始まっても、ようせんと思ったんですが。それから、7月には、国と自治体のシステムが繋がり、役所への申請書類が減ると。これは、メリットだと思いますが。それから、ここにまた改正されたマイナンバー法で、予防接種の情報が載せられるんです。さらに、再来年には、本人の同意が要りますけれども、銀行口座とマイナンバーを結びつけるんです。

そうしますと、このマイナンバーというのは、物すごい、年金機構が流出させたような、そういうものと違って、非常に価値の高い個人の情報がいっぱい載せられている。それが流出をするということになったら大変なことになる。また、それは一方非常に高い価値があるんで、そういう誘惑、あれしてくれたら幾ら払うとかって出てくるん違うかなと思うんです。そういう恐れも考えられるので、いろいろ言いましたけれども、1つはセキュリティー対策で、人的な安全管理、いわゆるそのマイナンバーに接触できる職員の研修、これは一体どういうふうな対策というか、考えられているんかということをお願いします。

さらに、もっと言いますと、今、再来年の4月から消費税が10%になりますが、その



軽減税率とかいうことで、買い物ごとにマイナンバーを使って年間4千円の減税を図るといこと、これはできるかどうかわかりませんが、無理かもわかりませんが、こういうことが言われていますので、買い物ごとにマイナンバー持ってうろうろしたら、絶対紛失するとか、盗まれるとかいうことがあるのではないかなと思うんですが、それは、まだ、今、試行段階ですけれども、とにかくセキュリティー対策、これがどのように考えられているか。もう、来年1月から始まるわけですから、その点についてお願いします。

○議長（鈴木基次君） 中西議員、これで全部ですか。これでいいですね。

○10番（中西満寿美君） はい。

○議長（鈴木基次君） 総務政策課長。

○総務政策課長（福島教君） お答えします。

まず1点目の町民にとっての、そしたらこのマイナンバー制度のメリットということなんですけれども、今、議員のお話にもありましたように、まずはいろんな手続きが簡素化される。それぞれの省庁からいろんな書類を取り寄せて、それをまとめてまた別の役所へ出すとか、そういう手続き、いろんな情報がマイナンバーで紐付けされて一本化されることによって手続きが簡素化されるというのが、まず大きなところだと思います。

それと、それにも増して、まずこの制度の趣旨といいますか、最初のスタート地点が、やはり税と社会保障の一体改革ということで、所得や資産のある人については、医療や介護、社会保障についても応分の負担をしてもらおうという趣旨でのスタートであります。役場でなかなか今まで把握し切れなかった資産や銀行の預金情報とか、年金だけを見れば、そんなに額はないんだけど、すごく資産を持っていると、そういう人についても、やっぱり医療や介護の負担を応分にしてもらおうと。その公平感を保つためには、このマイナンバー制度というのは有効であろうというのが最初のスタートだと思います。それで、結局、その目的のためには、やっぱりいろんな情報をくっつけなければならないというのがやっぱり大前提にあります。

それで、今言われました2点目のセキュリティーについてです。確かに、技術的なところはいろんなファイアウォールであったりウイルス対策ソフトであったりという部分で、技術的には防げる部分というのは大きいとは思いますが、人的な安全管理ということになりますと、今、議員おっしゃられましたように、もちろん、職員の研修も必要ですし、あと番号法の中で、この利用目的以外には使ってはだめですよというのが別表の中に細かく決められておきますので、目的外利用というのは厳しく制限されているというところではありますが、例えばひとり暮らしの高齢者の方なんかで、町へ介護保険とか、後期高齢の医療の手続きをせなあかんときに、書類の中にマイナンバーを書かなければならないというふうな、そういう記入欄がこれから追加されてくると思うんです。それについて、なかなかちょっと1人ではわからんよと、ヘルパーさんにちょっと助けてほしいよというふうな形で、第三者、本人以外のところでマイナンバーを見せる、書いてもらうというふうなことがやっぱり出てくると思うんです。そこについては、どこまで人的安全を確保で

きるのかというところは、もともとそうやって流通させて、インターネットでも自分の情報が見られるようにできるという前提での制度ですので、以前の住基ネットみたいに完全に閉鎖されたネットワークの中でのやりとりでは、今度はありませんので、そういう部分でどこまで個人情報、厳密にセキュリティーが確保できるのかというところは、そういう事務を扱う我々のほうも、議員と同じように危惧しているところではございます。

それと、3点目の最近話題になっています軽減税率の個人番号カードの利用の問題ですけども、これにつきましては、国や県のほうから、現在のところ、まだ何もここは言ってきていません。私どもも、今、新聞等では言われている程度のことしか、何も、こちらもそれ以上の情報は何も持ってございません。なかなか、いろいろ問題が指摘されていて、一々買い物に行くのにカードを持ち歩いて、普段クレジットカードで買い物している人は、そう違和感はないのかもわからないですけども、前段にありましたひとり暮らしの高齢者の方なんか、ちょっと近所の八百屋さんに買い物に行くのに一々マイナンバーカードを持ち歩くのかと。紛失したらどうするんですかというような、そんな問題、いろんな問題がやっぱりあると思います。これについては、どうこうと言う立場にはございませんけれども、今のところ、新聞紙上で言われている情報以上のものは、私どもも持ってございません。

以上です。

○議長（鈴木基次君） 中西議員、これ以上の質問。

○10番（中西満寿美君） 質問、違います。

○議長（鈴木基次君） 質問、違う。

○10番（中西満寿美君） 住基カードというのは、普及率がわずか5%だったそうですね。そやから、何かこのマイナンバー法、物すごく普及させるということで、いろいろな取り組みをやられているんですが、非常に流出の危険というのがありますので、今、ご答弁されたように、しっかりとした対策をとられるようお願いしておきます。

○議長（鈴木基次君） 高野議員。

○7番（高野正君） 7番。

先ほど、総務政策課長が閉鎖された情報ではありませんかというふうなお話だったけれど、何もかも将来的にはここへ情報全部行ってしまうんですよ。ただ、カードとして、そのカードに情報入っているのと違いますよね。そのカードから、役場なら、各自治体、県なり、そこへ情報が全部そのパソコンへ集まっていくんでしょう。そういう認識カードやと、僕は思っているんですけど、それが間違いかどうか、一つお答えいただきたいのと、次、これもし漏れたら、責任は誰がお取りになるんですか。国の政策であってもですよ、そういった情報は全部町に入っているとは思って、将来的には、金融機関の預金高とか、不動産とか、動産、不動産、何もかも全部そこへ入ってくると思っております。そういう計画でしょう。それ、もし漏れたら、誰が責任を取られるんですかということをお尋ねしたいと思います。

今、社会保険庁の話、出ましたけれど、年金番号漏れて、すみませんでしたと通知が1通来て、次、番号変えましたと通知また来るだけです。誰も責任取らんのですよ。年金やから、月に1,000千円もろてる人はおらんと思うんですけど、私ら、年金しれていますから、どっかで横取りされても、ははっと笑ったらええかもわからんけれど、これ1年も年金触らんと知らんという金持ちが、それは金持ちだったらははと笑うていられるかもわからんけれど、毎月年金暮らししている人が、ちょっと遅れて、3カ月目におろしに行ったけれど、年金入っていなかったで、それでわざわざあぶり出したら、年金番号、盗まれてあった。それが、それがですよ、封書1個で、あんたの年金番号変わりました。今まで働き出してずっと一生かかって働いてきたやつ、番号、勝手に変えて、そんなていたらくですよ。だから、実際、もし漏れたとしたら、どなたが責任を取られるのか。よろしくをお願いします。

○議長（鈴木基次君） 総務政策課長。

○総務政策課長（福島教君） お答えします。

まず、1点目の全ての情報がこのカードに入ってしまうのかというご質問でございます。

先ほどもありました番号法の第2条別表ですか、の中に、こういう業務に限ってマイナンバーを使えますというのは厳密に規定されているわけですが、そのほかに、特に独自利用といいまして、各町が条例で定めた場合は、例えば印鑑登録のカードとか、図書館の会員証であるとか、そういう別の使い方もできるというふうな、そういう情報を書き込むことができるというふうな仕組みになっていると聞いてございます。

ただ、それが全部そのカードの中に全て書き込まれて入ってしまうのかということになりますと、今聞いている範囲では、そこの中に全部その情報を一遍に書き込んでしまうのじゃなくて、いろんな省庁なり、県や町の機関なりがそれぞれ持っているシステムの中に、別個にそれぞれの情報は格納されていると。その番号をもって一つに集約するという、一手間かけて集約したときに、初めて、こちらの口座情報であったり、税情報であったりというのがそこへ集められるというふうな仕組みというふう聞いていますので、全てそのカードの中に、一つの中に全部が集まって集約されるということではないというふう聞いてございます。

それと、情報漏えいしたときの責任は誰が取るのかという点でございますが、今、議員もおっしゃられましたように、年金機構の先日のその問題を見ましても、操作したその職員が悪いのか、それをまたメールを飛ばした職員が悪いのか、気付かなかった職員が悪いのかと、明確にこの人が、そしたら全責任は私ですよというふうなことを表明されていないというのが現実だと思います。今回の制度も、漏れるということ想定した仕組み、制度ではございませんので、そのときに誰が責任持つんだという問いに対しては、ちょっと、私も、今のところ、その場合はこの人が責任者ですよというのは、ちょっとお答えしかねますので、ご了解いただきたいと思います。

以上です。

○議長（鈴木基次君） 高野議員。

○7番（高野正君） 7番。

カードに全部情報が入るんでしょと聞いたん違います。カードには入らないんや。カードには入らないと思うんですよ。各この情報だったら町で、自治体で受け持って、この情報だったら県が持っているとか、そういうカードやと思うんですよ。カードだったら通過点に認識カードやとしか、僕は思うてないんです。ただ、それはもうそれでええわ。

もし、漏れたらって、誰かて、この情報だったらこの人の責任、この情報だったらこの人の、漏れることを前提にしていないからって。社保庁だって、漏れること前提にしていないんですよ。だけど、漏れるんですよ。こんなの、漏れることを前提にしておかないと無理です。絶対、漏れるんですよ。だから、漏れたら悪い情報は入れたらあかんのですよ、これ、と僕は思うんやけれど。それは、課長の責任違いますよ、町の責任違う。国が言うてきたんやから国の責任ですけれど、この制度使うのに3千億円以上の金かかるんですよ。そこまで金使って、こんな危ない制度つくろかと思うこと自体、首かしげたくなるけれど、誰か既得権があるんか、利権があるのか、それは知りませんが、そこまでは言いませんよ。だけど、自治体、おかしいと思わな、おかしいんですよ、やっぱり。こんな制度、まだ時期尚早だ。大体、漏れやんことを前提にしているけれど、漏れる。社会保険庁、漏れることを前提にしてやりましたか、番号打ってずっと。何十年も前から番号打って、個人番号持つてあるわけですよ。それが、今、堂々と漏れるんですよ。私も、漏れましたんで、ちゃんとお手紙いただきましたよ、漏れましたと。次、番号こんなに変えましたとお手紙いただきました。たったそれだけの通知ですよ。

ほやから、どうせえとも、どこへ言うていったらええのかもわかりませんから、言いませんけれど。これ、もう一遍、課長、どうしたら漏れやんのかということをご自治体で考えないと、だだ漏れになりますよ、こんなん。国の制度でも、自治体が独自な方法を考えていかないと、恐らく、だだ漏れ。そう思いますが、私は。多分、課長では、課長、どう思われますかと言うても、いや、そんなことはないと思いますしか答えようがないと思うんですけれど。随分、意地悪な質問したと思うんですけれど、それだけ認識しておいていただきたいということで、いま一度ご答弁いただきたいんですけれど、絶対漏れないようにしますよという自信があればですよ、そうおっしゃっていただいて、さあ、私ら安心しますので、どうかその辺を、一つご答弁をいただきたいと思います。

○議長（鈴木基次君） 総務政策課長。

○総務政策課長（福島教君） かつて、住基ネットの制度ができたときに、福島県の矢祭町というところが、全国で唯一、これには参加しないというふうなことで、最終的には何年か経って、やはり繋がざるを得ないということで参加したわけですが、極端な話、ああいう選択をした町もかつてはあったわけでございます。

ただ、今回のマイナンバーについては、前の住基ネットのような閉ざされたネットワークの中では、そういう参加しないというような選択もあったのではないかと思います。

今回のマイナンバーについては、まず流通することを前提での制度ということでもありません。今、議員おっしゃいましたように、これがだだ漏れかどうかというのは、私の口からは、これはご答弁できませんので、その辺、よろしくお願ひしたいと思ひます。

以上です。

○議長（鈴川基次君） 高野議員。

○7番（高野正君） 次の議案で聞くべきことやけれど、ついでにここでもう聞いておきます。

もし、漏れたら、再発行に500円要りますよと書いてありますけれど、次に。漏らしたのはそっちですから、500円分負担はそっちで、役所のほうで負担してくれるんでしょう、もし漏れた場合の、番号変えますよというようなときには。どうですか、その辺。もし、漏れたら、番号変えやないかん。ほなら、社保庁が勝手に紙切れ1枚で、封書で、あんたの番号変えましたと送ってくるけれども、うちでは500円要るんやから、それは自治体で負担してくれるんでしょうねということなんですけれど。先走って質問して申しわけございませんが、ひとつよろしく。

○議長（鈴川基次君） 総務政策課長。

○総務政策課長（福島教君） お答えいたします。

次の議案になるわけですけれども、次の議案で言っているところの手数料というのは、あくまで紛失などした場合の再発行についての規定でございます。

手数料の徴収につきましては、長が認めれば、あらゆる場面で減免、免除規定というのがございますので、そういう事情が確かであれば、そういった対応は可能かというふうに思っております。

以上です。

○議長（鈴川基次君） ほかにございせんか。

○議員 「ありません」

○議長（鈴川基次君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありせんか。

○議員 「ありません」

○議長（鈴川基次君） これで討論を終わります。

これから採決します。この採決は挙手によって行います。

本件、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願ひます。

○議員 （挙手多数）

○議長（鈴川基次君） 挙手多数です。したがって、議案第2号 美浜町個人情報保護条例の一部を改正する条例については原案のとおり可決されました。

日程第5 議案第3号 美浜町手数料徴収条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

本件について細部説明を求めます。総務政策課長。

○総務政策課長（福島教君） 議案第3号 美浜町手数料徴収条例の一部を改正する条例について細部説明を申し上げます。

社会保障・税番号制度に伴う行政手続における特定の個人を識別するための番号、いわゆるマイナンバーが本年10月に住民の皆さんに通知されることとなります。このときに送られてくるのが通知カードというもので、さらに希望する方には、これまでの住基カードにかわり個人番号カードが交付されることから、本条例を改正し、それぞれのカードの再発行について手数料を定めるものでございます。

通知カードは住民の方全員に、個人番号カードは希望する方に対し、初回は無料で交付されるのですが、紛失などで再発行を希望する場合は、手数料をいただくこととなります。条文でご説明いたしますと、第2条の第22号以降を繰り下げし、新たに第22号として、通知カードの再発行を1件500円として追加し、繰り下げ後の第23号の住基カードの発行手数料の規定を個人番号カードの再発行、1件800円と改めるものでございます。

なお、通知カードについての規定は10月5日から、個人番号カードの規定については平成28年1月1日から施行し、今までの住基カードはこの日以降の交付はできなくなるものでございます。

以上で細部説明を終わります。よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（鈴木基次君） これから質疑を行います。中西議員。

○10番（中西満寿美君） 先ほど、窓口でもらった説明によりますと、これ、私、初め読んだとき、なぜ通知カードの再交付と個人番号カードの再交付、お金違うのかなと思っただんですが、あれこういうふう理解してよろしいんでしょうかということです。

まず、10月に世帯ごとに簡易書留で通知カードが郵送されてきますね。その郵送された個人番号カードの申請書があって、それで本人の写真と返信用封筒を入れて郵送すると。そしたら、個人番号カードが送られてくるということで、そのとき必要な通知カードがないという場合に500円要するということですね。

それから、第2条につきましては、オンラインでも申請できるとありましたが、来年1月以降は役場の窓口で通知カードを交付、通知書を持って行ったら、本人確認の書類が要るけれども、それを持って行ったらカードが、これくれるというか、与えられるということで、第1条でもそうですけれど、もらったこのカードを失ったときは800円要ると、こういうふう理解したらよろしいわけですね。

そして、もう一つは、これは希望者だけですね。全員がカードを申請せなあかんということではないですね。このこと、ちょっとご説明お願いします。

○議長（鈴木基次君） 住民課長。

○住民課長（藪内美和子君） 中西議員にお答えいたします。

通知カードが送られてくる際、申請書と返信用封筒も同封されてきます。その際に、希望者の方は、それを申請していただきます。希望しない方は、もう通知カードを置いてお

いていただければ、大事に保管しておいていただければ大丈夫です。

通知カードについては、国民健康保険証のような紙ベースの小さいものでありまして、個人番号カードになりますと免許証のような形になりますので、値段が違ってきております。それで、通知カードをもらって、それで新しいカードを申請して、窓口で受けるときに通知カードを返していただくんですけども、その際、失っているとすれば500円の再交付手数料も必要かと思うんですけども、まず通知カードを失ったときに、これは番号をどこかへ漏えいしているおそれもありますので、コールセンターへ電話していただいたり、警察へ届けていただいて、またナンバー変更の手続きをとっていただきたいと思っております。

それだけですかね。それでよかったですでしょうか。

以上です。

○議長（鈴木基次君） 中西議員。

○10番（中西満寿美君） その詳しいというか、今、住民課長が説明されたようなことは、郵送されてくるというんか、通知カードと一緒にそういう説明文も入っているんでしょうか。注意せよというようなこととか、失ったらあかんとか、この番号漏れたらえらいことになるぞというような警告とか、そういうふうな文書も一緒に入っているんでしょうか。

○議長（鈴木基次君） 住民課長。

○住民課長（藪内美和子君） 説明は入らせていただいているかと、私も思っております。でも、どういうものが入るよというのは、こちらへは届いておりませんので、そこははっきりお答えできないんですけども、今回、広報でも、簡単なものなんですけど、その通知カードが10月5日から順次送られてきますので、皆さん、大事に保管してくださいということで、余り紛らわしいこと書いてもいけないと思ひまして、そういう広報は、させていただいております。

以上です。

○議長（鈴木基次君） ほかにありませんか。

○議員 「ありません」

○議長（鈴木基次君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

○議員 「ありません」

○議長（鈴木基次君） これで討論を終わります。

これから採決します。この採決は挙手によって行います。

本件、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

○議員 （挙手多数）

○議長（鈴木基次君） 挙手多数です。したがって、議案第3号 美浜町手数料徴収条例の一部を改正する条例については原案のとおり可決されました。

しばらく休憩します。

再開は10時15分とします。

午前十時〇二分休憩

—————・—————  
午前十時十五分再開

○議長（鈴木基次君） 再開します。

日程第6 議案第4号 平成27年度美浜町一般会計補正予算（第4号）についてを議題とします。

本件について細部説明を求めます。総務政策課長。

○総務政策課長（福島教君） 議案第4号 平成27年度美浜町一般会計補正予算（第4号）について細部説明を申し上げます。

今回の補正は、既定の歳入歳出予算の総額にそれぞれ12,856千円を追加し、補正後の歳入歳出予算の総額を37億29,154千円とするものでございます。

まず、3ページ、第2表は地方債の補正でございます。臨時財政対策債は、交付税算定において、発行可能額が確定されましたので、限度額を1億29,100千円に変更するものでございます。

それでは、歳入からご説明申し上げます。

7ページ、地方特例交付金は、平成27年度分の交付税算出において額が確定されましたので、91千円の追加でございます。

地方交付税19,540千円の減額は、財源調整によるものでございます。

国庫支出金、国庫補助金、総務費国庫補助金320千円の追加は、選挙システムの改修が必要となるため、これに対する補助金75千円と10月から個人番号が通知されるのに伴う事務費に充てる補助金245千円でございます。

国庫委託金、民生費国庫委託金294千円は、国民年金システムの改修に対して交付されるものでございます。

9ページの県支出金、県補助金、民生費県補助金1,090千円は、介護保険制度において、平成29年4月から要支援認定の方が総合事業に移行するのに向けてニーズ調査や人材育成に充てるわかやまシニアのちから活用推進事業補助金1,000千円と介護予防に取り組む自主グループの活動に対して交付されるわかやまシニア元気アップ事業補助金90千円でございます。

寄附金、教育費寄附金1,000千円の追加は、和田地内の大原内科様から和田小学校の図書の実充に充ててもらいたいということでご寄附をいただきましたので、今回、予算化したものでございます。

諸収入、雑入では、それぞれ医療費や健康増進事業の過年度実績に基づく補助金精算による増額補正と、11月初旬に予定しています婚活サポート事業参加者の自己負担分200千円の追加でございます。



町債臨時財政対策債は、今回、交付税算定において発行可能額が確定されたため29,100千円を追加し、1億29,100千円に増額をするものでございます。

次に、歳出について申し上げます。

まず、全般的にところどころ人件費の追加が出ていますが、先日の台風などに対応するための出勤や待機体制及び3月からクラウドシステムに移行し、データの確認作業のための職員の超過勤務手当が増えており、今後、秋の台風シーズンを控えて予算が不足する見込みとなっているため、今回、増額をお願いするものでございます。

では、11ページ、総務費、総務管理費、一般管理費、職員手当900千円は、超過勤務手当でございます。

企画費、需用費300千円は、11月8日に開催予定の婚活サポート事業参加者の飲食費に充てるための追加でございます。

電子計算費委託料152千円は、来年の参議院選挙から選挙権が18歳以上となることなどに伴い、システムの改修費を追加するものでございます。

地籍調査事業費、需用費300千円の追加は、10月から現地立会が始まるに当たり、消耗品費の不足が見込まれるための追加でございます。

諸費、償還金利息及び割引料3,898千円は、医療費、介護保険、障害者自立支援、がん検診など、それぞれ事業の補助額確定による精算に伴う返還金でございます。

戸籍住民基本台帳費245千円の追加は、いよいよ10月から個人番号の通知が始まるに当たり、個人宛てに届かない通知を再送付する事務が発生する見込みで、そのための事務費でございます。

民生費、社会福祉費、社会福祉総務費100千円の追加は、職員の超過勤務手当分、国民年金費委託料294千円は、納付猶予対象年齢の引き上げに伴うシステム改修費でございます。

老人福祉費900千円は、職員の超過勤務手当と後期高齢者医療特別会計への繰出金の追加でございます。

13ページの地域包括支援センター運営費2,180千円の追加は、介護保険制度において平成29年4月から、要支援認定の方が総合事業に移行するのに向けて、わかやまシニアのちから活用推進事業補助金を受けて、ニーズ調査や人材育成に充てる費用2,000千円とわかやまシニア元気アップ事業補助金を受けて、備品購入費180千円の追加でございます。

衛生費、保健衛生費、保健衛生総務費も、職員の超過勤務手当700千円の追加計上でございます。

農林水産業費、農業費、農地費の繰出金380千円の追加は、農業集落排水事業特別会計への繰り出しの増額でございます。

土木費、道路橋梁費、道路新設改良費の補正につきましては、県単補助事業であります田井13号線について、現在、地権者と鋭意交渉中であるところでございますが、道路拡

幅工事の工期的なことを考慮し、今年度は、その先の御坊市との境界付近までの工事を先行するため、公有財産購入費と補償費を工事請負費へ振り替えするものでございます。

15ページ、教育費、教育総務費、教育諸費7千円の追加は、負担金補助及び交付金で、耐久高校定時制教育振興会負担金の増加によるものでございます。

小学校費、学校管理費のうち役務費65千円は、和田小学校プール排水設備の点検料、備品購入費1,000千円は、歳入のところでもご説明いたしました大原内科様からいただいた寄附金を活用して図書を購入する費用でございます。

中学校費、需用費の修繕費は、松洋中学校体育館と図書室前廊下の雨漏れ修繕でございます。

教育費、こども園費、ひまわりこども園費の備品購入費は、ノートパソコンと洗濯機の購入費の追加でございます。

最後に、17ページ、社会教育費、図書館費は、図書館の臨時職員さんの賃金の追加でございます。

以上で歳出の補正についてご説明申し上げましたが、添付資料といたしまして、給与費明細書及び地方債の現在高の見込みに関する調書を添付しておりますので、ご覧いただきたいと思っております。

以上で細部説明を終わります。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（鈴木基次君） これから質疑を行います。田淵議員。

○9番（田淵勝平君） 提案理由説明というのを上手にしてくれたんで、疑問点というのは本当に少なくなって、ささいなことでもまことに申しわけないんですけども、この際、機会なんで、質問させていただきます。

16ページに、ノートパソコン、洗濯機、備品購入費ということで上げておられます。昔、ここでしたとき、課長さんによっては備品って書かれたりとか、備品購入費というきちんと、最近はまだ備品購入費で統一されているんですけども、14ページのところに備品購入費って、180千円が備品購入費とまとめております。しかし、ここでは38千円の洗濯機が備品でもう済まんのかな、わざわざ、これ、ここら辺の基準はどんなに、課長さんあたりで基準として考えているのかなという点、そこら辺、ちょっと1点、お聞かせいただきたいと思っております。

それから、雨漏り云々ということですけども、ちょっと気になるんですが、この修繕費というのは、もっと早い時期に気づかなかったのかなという思いがあるんです。と申しますのは、この中学校費の修繕費というのは、当初予算で999千円出して、また6月議会で1,000千円出して、今度、また9月に1,286千円、ここら辺、結局トータルでもう3,290千円ほどになる大きな修繕だと思います、修繕費としては。ここら辺、当初予算に、今年はこれとこれとこれを直すというような、そういう計画を、これだけの大きな金額、ただ、ささいな雨漏り等が発生する、そういうもんだったら、当然、理解はできます。

しかし、1,000千円を超えるような、何か毎回の議会で出てくるというのは、ちょっと首をかしげる部分あんね。そこら辺についてご説明願いたいと思います。

○議長（鈴木基次君） 総務政策課長。

○総務政策課長（福島教君） 備品についての取り扱いでございます。

財務規則の中には、30千円を超える場合は備品の扱いとするというふうになっているわけございまして、この洗濯機については、これに忠実に基づいて個別にこういう品名で上げているのだと思います。

14ページのほうのこの地域包括支援センターの備品については、ちょっと、内訳、私、把握してないんですけども、幾つかの30千円以下のものが幾つか集まって、この金額になるため、こういう計算になっているのかと判断いたします。

以上です。

○議長（鈴木基次君） 教育課長。

○教育課長（西端成太郎君） 田渕議員にお答えをいたします。

修繕のことについて、6月でも多額の、今回もということであったんですけども、6月のほうについては、今年度、骨格ということであったので、当初に上げることはどうかと思って6月に上げさせていただいたという経緯がございます。

あと、今回の雨漏りの件ですが、従来からちょぼちょぼとした雨漏りの確認はあったのですが、今回、大量の雨漏りというんですか、物すごい雨漏りというのが発覚してきました。それで、このまま放置をしておくと、床等々腐ってきたらというそういうの懸念がありましたので、今回、補正で申しわけなかったんですけども、上げさせていただくという決断をいたしました。

以上です。

○議長（鈴木基次君） 田渕議員。

○9番（田渕勝平君） 了解しました。

しかし、今のこの修繕費なんですけれども、骨格予算と言いながら999千円という、ほぼ1,000千円という金額が載っているわけでしょう。ほんで、私が、ここでなぜこういう重箱の隅をつつくような質問をするかと申しますと、結局、先ほども繰り返しますように、何十万単位とか、50千円とか、100千円のような修繕費というのは、当然、そんな細かいところまで気付かないと思うんですけども、今までもぼたぼた漏れているというんだったら、当初予算の中で、そこら辺をきちんと、今年、こことこことここと、しておかないかんという把握、認識というのは、前もって、私は、必要だと思うんですけども。ある意味で、ほんまに重箱の隅をつつくようなことなんですけれども、やっぱり公のもんなんで、個人の財産と違って、やっぱり当初一番最初にそういうことは把握するべきだと、私は思います。それは、答弁あったら答弁あったで結構ですし、なかったら結構ですし、それで了解します。

町長に、ちょっと、お伺いします。

こういう修繕費、町長も、当然、今の話は伺った上なんでしょうけれども、そういう注意はされたんですか。

何を言いたいかといいますと、ほかの課でもこういうようなケースなきにしもあらずなんです、今の学校費だけじゃなしに。当然、当初予算にしても、6月議会にしても、何にしても、最終的に予算上げてくる場合、町長査定というのを行いますよね。その町長査定の中で、こういうケースで指摘された経験があるのかなのかということについて、また、私が、今、重箱の隅をつついたという表現になるんかどうか知りませんが、そういうことは、やっぱり当初予算できちんと押さえておくべきですよという、私が意見申し上げたことに対して、町長はどんなにお考えなのか、ご答弁願います。

○議長（鈴木基次君） 町長。

○町長（森下誠史君） 田淵議員にお答えいたします。

おっしゃるとおりだと思います。田淵議員の今言われたことは、決して重箱の隅をばつづくような形には、私も認識をしてございません。おっしゃるとおり、当初でやっていくべきものでございますが、やはりいろんな諸般の事情等々、先ほども教育課長のほうからご答弁あったとおり、随分、雨漏りが大量に出た中で、やむを得ずというような形の中でご理解を賜りたいなと思います。

それと、修繕費等々でございますが、おっしゃるとおり、いろんな形で公共施設そうなんですけども、例えば外壁とか、また屋根とか、いろんな形で、できるだけ早目早目にやっていきたいのはやまやまなんですけれども、その辺も財政状況等も勘案しながらということでございますが、おっしゃるとおり、修繕費等々に関しましたらば当初、そしてできるだけ早く今後ともやっていきたい、このように思っております。

以上です。

○議長（鈴木基次君） 田淵議員。

○9番（田淵勝平君） ちょっと、趣旨が理解されていないようなので、私、今、町長のほうに質問させてもらうのは、こっちのほうも気をつけてくれるということで理解します。しかし、私が、今、町長に言いたかったのは、どんな予算でも町長査定あるんで、その町長査定の中で、こういうことをきちんと指摘していかんだら、全体にだらだらとして、おい、どっか具合悪いな、補正組もうか、ちょっと具合悪いさか補正組もうか、結局、当初予算に今年1年は何をしたいんかというようなことをしなくなりますよと。だから、町長査定でこら辺は指摘したこと今まであるんですか、ほかのことも。これは、ちょっと適当に補正、あなたは出し過ぎるんじゃないんですか。当初予算できちんとこれだけのことをすべきじゃないんですかということ、町長査定の中で、今回は忘れてあったんかもわかりません。でも、今まで指摘したことあるんですかということを知っています。

○議長（鈴木基次君） 町長。

○町長（森下誠史君） 田淵議員にお答えいたします。

当然のことながら、私の最終的な判断になります。そういった形の中で、おっしゃるとおり、そういった形で指摘もさせていただいておるのが現状、現実でございます。

以上です。

○議長（鈴木基次君） ほかにありませんか。ありませんか。

○議員 「ありません」

○議長（鈴木基次君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

○議員 「ありません」

○議長（鈴木基次君） これで討論を終わります。

これから採決します。この採決は挙手によって行います。

本件、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

○議員 （挙手多数）

○議長（鈴木基次君） 挙手多数です。したがって、議案第4号 平成27年度美浜町一般会計補正予算（第4号）については原案のとおり可決されました。

日程第7 議案第5号 平成27年度美浜町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）についてを議題とします。

本件について細部説明を求めます。総務政策課長。

○総務政策課長（福島教君） 議案第5号 平成27年度美浜町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）について細部説明を申し上げます。

今回の補正は、既定の歳入歳出予算の総額にそれぞれ23,696千円の追加をお願いいたしまして、補正後の歳入歳出予算の総額をそれぞれ12億72,734千円とさせていただきます。

まず、歳入からご説明申し上げます。

6ページ、国庫支出金、国庫負担金、療養給付費等負担金202千円につきましては、現年度分の負担金の確定による追加でございます。

繰越金、前年度繰越金は、財源調整による23,494千円の増額でございます。

次に、歳出についてご説明申し上げます。

8ページ、後期高齢者支援金等、後期高齢者支援金200千円の追加、前期高齢者納付金等、前期高齢者納付金2千円の追加は、診療報酬支払基金への支払い額の確定によるものでございます。

諸支出金、償還金及び還付加算金、償還金につきましては、平成26年度に交付を受けた補助金の確定による精算の追加23,422千円と国保の特定健診の国・県負担金の精算による償還金でございます。

以上、まことに簡単でございますが、細部説明を終わらせていただきます。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（鈴木基次君） これから質疑を行います。

○議員 「ありません」

○議長（鈴木基次君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

○議員 「ありません」

○議長（鈴木基次君） これで討論を終わります。

これから採決します。この採決は挙手によって行います。

本件、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

○議員 （挙手多数）

○議長（鈴木基次君） 挙手多数です。したがって、議案第5号 平成27年度美浜町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）については原案のとおり可決されました。

日程第8 議案第6号 平成27年度美浜町農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）についてを議題とします。

本件について細部説明を求めます。総務政策課長。

○総務政策課長（福島教君） 議案第6号 平成27年度美浜町農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）について細部説明を申し上げます。

今回、補正をお願いする額は、既定の歳入歳出予算の総額からそれぞれ3,040千円を減額し、補正後の歳入歳出予算の総額を1億90,542千円にするものでございまして、和田地区汚水処理施設改築更新工事と不明水対策工事の国庫補助金が減額となったため事業費を減額するもので、補助金と町債の減額でございます。

8ページの歳入からご説明いたします。

国庫支出金、国庫補助金、農林水産業費補助金は1,520千円の減額、一般会計繰入金では380千円の増額、町債は1,900千円の減額でございます。

次に、10ページの歳出についてご説明いたします。

建設費では、工事請負費3,040千円の減額でございます。

なお、3ページに「第2表 債務負担行為」の追加、4ページに「第3表 地方債補正」の変更をお願いしています。

3ページの債務負担行為4,074千円の追加につきましては、昨年度から電算の基幹業務、共同クラウドシステム化を進めてきましたが、実はこれまで上下水道の管理システムは独立していて、クラウドには入ってございませんでした。今回、来年4月から同じ共同クラウドシステムに参加することになりましたので、本年度中に契約して、事前準備に着手するため、来年4月以降5年間の支払い予定額について、上限額を債務負担としてお願いするものでございます。

以上で細部説明を終わります。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（鈴木基次君） これから質疑を行います。田淵議員。

○9番（田淵勝平君） 今の説明で、農林水産業費の補助金のほうが減額になったんという話の説明のときに、不明水の話、出てきました。先輩議員から、今の和田の集落処理

施設というのは1つの課題の中に不明水というもんがありますよという話、これはやっぱり、今後、課題解決していかないかん話やという話で、この議場で先輩の課長さんにもちょっと説明させてもらったんです。ここで不明水の対応の予算も組んでいるんで、かなり改善されるん違うのかなというお話でございました。ここで、聞きたいのは、減額になって、その不明水をなくするということに関しての、解消されるのかな、支障ないのかなというのを聞かせてもらいたい。強いて言えば、不明水というもんを、雨が降ったらどっと増えるというものは、今回を機にかなり解決できそうに、課長さんは考えておられるのか、そこら辺の思いというもんも、ちょっと聞かせていただけたらと思います。

○議長（鈴木基次君） 上下水道課長。

○上下水道課長（太田康之君） 不明水対策についてでございますが、この前の台風11号のときなんです、和田処理場のところも、ある程度というか、もうてこいっばいに近いぐらいまで水は押し寄せてきました。ただ、前回と、前のときの台風と違うのは、その分の流入量というのは、恐らくじゃなく、大分減りました。不明水対策としてマンホール64カ所、ほいで管の悪いところ4カ所、応急的に直した、この結果が生きているものだと、僕は感じております。

以上です。

○議長（鈴木基次君） 田淵議員。

○9番（田淵勝平君） 今の課長さんの答弁でいいんですけども、もう少しちょっと突っ込んで、これくらいだったら許容範囲ですよと考えているのか、やっぱりまだもう少しとなというご不満に思っているのか、そこら辺、ちょっと。これだったら、もう不明水というものは課題になりませんよと考えているのか、許容範囲かどうかということ、もう少し突っ込んでご答弁願いたいと思います。

○議長（鈴木基次君） 上下水道課長。

○上下水道課長（太田康之君） 今の時点であれば、僕は、許容範囲だと考えております。それで、次の台風、またこういう水の多いときに、また観察はしていかならんと思うんですが、このままで、多分、大丈夫だと思っております。

それと、流入量についても、すごく減っておるんで、不明水に対しては大丈夫だと考えております。

○議長（鈴木基次君） ほかにありませんか。

○議員 「ありません」

○議長（鈴木基次君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありますか。

○議員 「ありません」

○議長（鈴木基次君） これで討論を終わります。

これから採決します。この採決は挙手によって行います。

本件、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

○議員（挙手多数）

○議長（鈴木基次君） 挙手多数です。したがって、議案第6号 平成27年度美浜町農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）については原案のとおり可決されました。

日程第9 議案第7号 平成27年度美浜町公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）についてを議題とします。

本件について細部説明を求めます。総務政策課長。

○総務政策課長（福島教君） 議案第7号 平成27年度美浜町公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）について細部説明を申し上げます。

今回の補正については、補正額はありますが、前議案でもありましたように、昨年度から電算基幹業務の共同クラウドシステムについて、これまで上下水道管理システムは独立していたのでございますが、来年4月から同じ共同クラウドシステムに参加することになりました。そのため、本年度中に契約して、事前準備に着手するため、来年4月以降5年間の支払い予定額について、上限額を債務負担としてお願いするものでございます。

1ページ、第1表の債務負担行為の追加は4,074千円でございます。

以上で簡単ではございますが、細部説明を終わります。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（鈴木基次君） これから質疑を行います。ありませんか。

○議員 「ありません」

○議長（鈴木基次君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

○議員 「ありません」

○議長（鈴木基次君） これで討論を終わります。

これから採決します。この採決は挙手によって行います。

本件、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

○議員（挙手多数）

○議長（鈴木基次君） 挙手多数です。したがって、議案第7号 平成27年度美浜町公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）については原案のとおり可決されました。

日程第10 議案第8号 平成27年度美浜町介護保険特別会計補正予算（第2号）についてを議題とします。

本件について細部説明を求めます。総務政策課長。

○総務政策課長（福島教君） 議案第8号 平成27年度美浜町介護保険特別会計補正予算（第2号）について細部説明を申し上げます。

今回、お願いいたします補正は、既定の歳入歳出予算の総額にそれぞれ5,594千円を追加して、補正後の歳入歳出予算の総額を8億28,454千円とさせていただくものでございます。

まず、歳入からご説明申し上げます。



6ページ、繰越金は5,244千円の追加でございます。

諸収入、雑入350千円は、前年度負担金の精算による追加でございます。

次に、歳出についてご説明申し上げます。

8ページ、諸支出金、償還金5,594千円の追加は、給付費、地域支援事業などの過年度精算によるもので、国・県・支払基金への償還金でございます。

以上、まことに簡単ではございますが、細部説明を終わります。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（鈴木基次君） これから質疑を行います。ありませんか。

○議員 「ありません」

○議長（鈴木基次君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありますか。

○議員 「ありません」

○議長（鈴木基次君） これで討論を終わります。

これから採決します。この採決は挙手によって行います。

本件、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

○議員 （挙手多数）

○議長（鈴木基次君） 挙手多数です。したがって、議案第8号 平成27年度美浜町介護保険特別会計補正予算（第2号）については原案のとおり可決されました。

日程第11 議案第9号 平成27年度美浜町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）についてを議題とします。

本件について細部説明を求めます。総務政策課長。

○総務政策課長（福島教君） 議案第9号 平成27年度美浜町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）について細部説明を申し上げます。

今回の補正は、既定の歳入歳出予算の総額にそれぞれ1,431千円を追加して、補正後の歳入歳出予算の総額をそれぞれ1億98,651千円とさせていただくものでございます。

まず、歳入からご説明申し上げます。

6ページ、繰入金、一般会計繰入金は300千円の追加でございます。

繰越金、前年度繰越金は1,131千円の追加でございます。

次に、歳出についてご説明申し上げます。

8ページ、総務費、一般管理費1,431千円につきましては、職員の超過勤務手当の追加300千円と後期高齢者医療広域連合に納付する保険料1,131千円でございます。

以上、まことに簡単ではございますが、細部説明を終わります。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（鈴木基次君） これから質疑を行います。ありませんか。

○議員 「ありません」

○議長（鈴木基次君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

○議員 「ありません」

○議長（鈴木基次君） これで討論を終わります。

これから採決します。この採決は挙手によって行います。

本件、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

○議員 （挙手多数）

○議長（鈴木基次君） 挙手多数です。したがって、議案第9号 平成27年度美浜町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）については原案のとおり可決されました。

日程第12 議案第10号 平成27年度美浜町水道事業会計補正予算（第2号）についてを議題とします。

本件について細部説明を求めます。上下水道課長。

○上下水道課長（太田康之君） 議案第10号 平成27年度美浜町水道事業会計補正予算（第2号）について細部説明を申し上げます。

今回の補正については、補正額はありますが、先の公共下水道事業特別会計補正予算の議案でもありましたように、昨年度からの電算基幹業務の共同クラウドシステムについて、これまで上下水道管理システムは独立していたのでございますが、来年4月から同じ共同クラウドシステムに参加することになりました。そのため、本年度契約して事前準備に着手するため、来年4月以降5年間の支払い予定額について、上限額を債務負担としてお願いするものでございます。

1ページ、第1条の債務負担行為は、期間が平成28年度から平成32年度までで、限度額が10,795千円でございます。

以上、まことに簡単ですが、細部説明を終わります。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（鈴木基次君） これから質疑を行います。ありませんか。

○議員 「ありません」

○議長（鈴木基次君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありますか。

○議員 「ありません」

○議長（鈴木基次君） これで討論を終わります。

これから採決します。この採決は挙手によって行います。

本件、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

○議員 （挙手多数）

○議長（鈴木基次君） 挙手多数です。したがって、議案第10号 平成27年度美浜町水道事業会計補正予算（第2号）については原案のとおり可決されました。

日程第13 議案第11号 固定資産評価審査委員会委員の選任についてを議題としま

す。

本件、直ちに一括して質疑を行います。

質疑はありませんか。

○議員 「ありません」

○議長（鈴木基次君） これで質疑を終わります。

次に、本件、一括して討論を行います。討論はありませんか。

○議員 「ありません」

○議長（鈴木基次君） これで討論を終わります。

これから採決します。この採決は1人ずつ順番に同意することに賛成の方の挙手を求めます。

1人目、美浜町大字和田1228番地、田中慎太郎氏の選任を同意することに賛成の方は挙手願います。

○議員 （挙手多数）

○議長（鈴木基次君） 挙手多数です。したがって、田中慎太郎氏の選任については同意することに決定しました。

2人目、美浜町大字三尾574番地の4、三輪規氏の選任を同意することに賛成の方は挙手願います。

○議員 （挙手多数）

○議長（鈴木基次君） 挙手多数です。したがって、三輪規氏の選任については同意することに決定しました。

よって、議案第11号 固定資産評価審査委員会委員の選任については原案のとおり同意することに決定しました。

日程第14 議案第12号 教育委員会委員の選任についてを議題とします。

本件、直ちに質疑を行います。ありませんか。

○議員 「ありません」

○議長（鈴木基次君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

○議員 「ありません」

○議長（鈴木基次君） これで討論を終わります。

これから採決します。この採決は挙手によって行います。

本件は、これに同意することに賛成の方は挙手願います。

○議員 （挙手多数）

○議長（鈴木基次君） 挙手多数です。したがって、議案第12号 教育委員会委員の任命については原案のとおり同意することに決定しました。

しばらく休憩します。

再開は、午後1時30分からとします。

午前十一時〇〇分休憩

午後一時三〇分再開

○議長（鈴木基次君） 再開します。

日程第15 認定第1号 平成26年度美浜町一般会計歳入歳出決算認定についてを議題とします。

なお、一般会計決算の細部説明及び質疑につきましては、ページ範囲を指定して行いたいと思います。

まず、歳入について、第1款町税から第12款使用料及び手数料について細部説明を求めます。

決算書の9ページから22ページまでです。総務政策課長。

○総務政策課長（福島教君） 認定第1号 平成26年度美浜町一般会計歳入歳出決算認定についてご説明申し上げます。

まず、1ページのところから、全般的なお話をまず申し上げます。

平成26年度一般会計の決算規模は、歳入総額37億90,723,424円、歳出総額は36億5,227,084円で、前年度と比較して、歳入では2億35,405,829円の減少、歳出では1億91,944,348円の減少となりました。

歳入歳出差引残高は、1億85,496,340円でございます。

以下、ここからは千円単位でご説明申し上げますので、ご了承願います。

1ページから4ページの歳入につきましては、歳入予算額は38億99,520千円に対し、収入額37億90,723千円で、予算に対する収入割合は97.21%でございます。

調定額38億24,732千円に対する収入割合は99.11%です。

5ページから8ページの歳出につきましては、歳出予算額は38億99,520千円に対し、支出額は36億5,227千円で、予算に対する支出割合は92.45%です。翌年度繰越額は2億9,556千円、不用額は84,737千円でございます。

それでは、まず9ページから22ページまでの歳入の前半部分についてご説明申し上げます。

9ページの町税の歳入総額は6億30,192千円で、歳入総額に占める割合は16.62%でございます。

なお、平成26年度不納欠損額として、45件、1,799千円を欠損処分いたしました。

11ページの地方譲与税の歳入額は20,681千円で、地方揮発油譲与税6,192千円、自動車重量譲与税14,489千円となっています。歳入総額に占める割合は0.55%でございます。

利子割交付金の歳入額は3,060千円で、これは預貯金の利子等に課税される県民税

利子割額に応じて配分されるものであり、歳入総額に占める割合は0.08%でございます。

配当割交付金の歳入額は10,282千円で、これは株式などの配当などに課税される県民税配当割額に応じて配分されるものであり、歳入総額に占める割合は0.27%でございます。

13ページの株式等譲渡所得割交付金の歳入額は4,915千円で、これは株式などの譲渡所得に課税される県民税株式等譲渡所得額に応じて配分されるものであり、歳入総額に占める割合は0.13%です。

地方消費税交付金の歳入額は71,314千円で、消費税のうち地方消費税分として交付されるものであり、歳入総額に占める割合は1.88%でございます。

自動車取得税交付金の歳入額は2,596千円で、歳入総額に占める割合は0.07%です。

地方特例交付金の歳入額は2,317千円で、歳入総額に占める割合は0.06%でございます。

15ページの地方交付税の歳入額は15億31,587千円で、前年度と比較して23,003千円、1.48%の減少となりました。

減少の主な要因は、普通交付税算定において単位費用の減により基準財政需要額が減ったのに加え、地方消費税交付金などの増額により基準財政収入額が増えたことにより、交付税の算定に影響したものと考えられます。

交通安全対策特別交付金の歳入額は、本年度は算定の基礎となる事故件数などの減少により交付基準額を下回ったため、交付額はゼロでございます。

分担金及び負担金の歳入額は、34,005千円でございます。負担金のうち、ひまわりこども園の保育料等が、前年度より2,141千円減少してございます。

歳入総額に占める割合は0.90%です。

17ページの使用料及び手数料の歳入額は、43,707千円でございます。その内訳の主なものは、使用料では斎場使用料2,608千円、墓地管理費2,100千円、土木使用料で、公営住宅72戸分の使用料12,457千円、教育使用料1,766千円などでございます。

なお、公営住宅使用料で、18件、126千円を欠損処分いたしました。

19ページ手数料では、窓口手数料、衛生手数料などがございます。

使用料及び手数料の歳入総額に占める割合は、1.15%でございます。

以上で9ページから22ページまでの説明を終わります。

○議長（鈴木基次君） これから質疑を行います。高野議員。

○7番（高野正君） 7番。

ちょっと、細かいことを聞くようで申しわけないんですが、20ページ、キャンプ場使用料。昨年度より若干減っていると思うんですが、一体このキャンプ場使用料、入ってく

るのと出ると差し引きしますと、例えば賃金、水道代、電気代等々、いろんなもろもろあると思うんですが、ここもトータルでは、物品販売手数料というんですか、それももうちょっと増えると思うんですが、一体、赤字なのか黒字なのかということ、すみませんが、よろしくご説明をお願いします。

○議長（鈴木基次君） 産業建設課長。

○産業建設課長（河合恭生君） キャンプ場の開設におきます収支の状況についてご報告させていただきます。

まず、収入です。

キャンプ場の使用料といたしまして1,279,700円、ご参考までに言いますと、春が994,850円、夏が284,850円です。それで、売店売上収入で、雑入ですけども、62,150円でございます。収入合計1,341,850円でございます。

続きまして、支出です。幾つかございますので、よろしく願いいたします。

まず、アルバイトの賃金でございますけれども、決算額626,400円、消耗品費といたしまして、トイレトーパーやごみ袋一式で97,238円、燃料費といたしまして、ボイラーの灯油ですけども、13,640円、プロパンガス1,458円、電気料金でございますけれども、開設期間がゴールデンウィーク、それから夏休みのお盆過ぎまでということありますので、5月の電気代と8月の電気代、2カ月分の合計のみの合計で107,442円、水道料金といたしまして、同じく5月、8月の2カ月分といたしまして34,234円、販売物品の仕入れ費用といたしまして40,155円、電話代の2カ月分といたしまして6,096円、それから火災保険料、これは年額ですけども、33,058円、続きまして浄化槽の年間の保守点検料といたしまして24,192円、浄化槽の清掃料61,710円、年1回行っております。NHKの受診料、年間1,310円、それからシャワールームにおきますカーテン、毛布等のクリーニング代といたしまして13,200円、オープン前にキャンプサイトの松葉かき作業をシルバー人材センターに委託して行ってもらっています。その経費といたしまして、195,360円。最後ですけども、平成26年度におきましては、キャンプサイトのいわゆる街灯ですけども、一式修繕いたしました。それから、ボイラーの修繕費用、合計409,482円。以上、支出の合計といたしまして、1,664,975円でございます。差し引きさせていただきますと、323,125円のマイナスでございます。

以上です。

○議長（鈴木基次君） 高野議員。

○7番（高野正君） えらいご丁寧なご説明をありがとうございます。思わずありがとうございますというほどの説明でした。

実は、これは、黒字になるようなことはないと思うんです。特別会計で処理したらどうですかと言おうと思ったけれども、赤字なら、補填していかんや仕方ないんやけれども、町長、これ一遍ちょっと考えられたらどうですか。例えば、5,000千円、ここへ特別

会計で持ってくると。それが、もしなくなってマイナスになるようだったら、もうキャンプ場やめとこかとか、もっと儲かる方法を考えるとかね。どこかで区切りつかないと、ただらとマイナス、マイナスやけれども、美浜町名物のキャンプ場などでやっていったら、一般財源から金突っ込むばかりで、たかが知れてるというたら知れてるかもわからへんけれども、やっぱりこういうようなのは積み重ねで、だんだん大きくなってくるんでね。どこかで見切りつかないと、やっぱり、この先、ほんまにこのままやっていってええんやろかって、私は思うんですよ。その辺、町長のお考えというのは、一体どうなんでしょうか。これ、やっぱり美浜町の名物なので、赤字でも何でも補填してやっていくんやと。やっぱり、黒字のほうがええから、黒字の方向でなるように考えていこかとか、そういったお考えは全くないですか。いかがですか。

○町長（森下誠史君） はい。高野議員にお答えをいたします。

本当、現在は夏のオープン、春のオープンということで、2つの季節でさせていただいておるんですけども、本当、春のオープンというたら、期間も短いんですけども、その収入の大半が春のオープンということで占めておるかと思えます。そして、夏は随分と右肩下がりというような状況でございます。やはり、いろんな形で、担当課とも話しておるんですけども、ご存じ、ご承知のとおり、本当、暑い日が続いてございます。そういった形の中で、こちらに夏来られて、木々の中での涼しさというのもあるかと思うんですけども、やはり夏でございます。暑うございます。そういった形で言えば、涼を求めるといって言えば、今のキャンプ場ではなかなか難しいのでなかろうかなと。だから、そういった形で言えば、やはり水関係のことが、今後、継続していくとすれば必要ではなかろうかなと、このように思っております。

私としましたら、即座に、今、赤字なので、閉めるというような考え方じゃなくて、でき得れば、夏ですけども、そういった涼を求めるといって言えば、涼しさを求めるという形の中で、何とかそういった水関係とかができないかな。例えば、小さなプールでもどうかという形でございます。

それと、もう一点が、やはり継続していくのには、この美浜町のすばらしき松林の保全ということも兼ねてやっているように、私は認識しておりますので、今のところは、やっていきたいと思っております。あれは、7月だったかと思うんですけども、少し、軽井沢のほうでそういった松の関係じゃなくて、山の関係の方ともお話もさせていただいたときがございます。そこの方とのお話の中で言えば、そういった季節的なオープンをやるんじゃないかと、フルオープンというか、1年中開設して、その中で何か考えられたらばいかがですかというふうな形で、お話も伺ったことがございます。ただ、今のところ、これが、こういった方向でやっていくということまで見出してないということでございます。

高野議員も、夏ではたびたびキャンプ場に来ていただいておりますということも、私は認識しております。ありがたい話だと思っております。また、高野議員のほうで何かいいこ

とがあれば、またお教え願いたいと思います。

今のところ、私自身は、この煙樹ヶ浜の松林の保全も含めた中でやっていきたいなと思っておりますし、今言ったとおり、夏に関しましたらば、もう少しというか、一考を要するのじゃなからうかなと、このように思います。

○議長（鈴木基次君） 高野議員。

○7番（高野正君） 7番。

5月に開くときは、多分、儲かっているとは思いますが、5月はね。夏が問題で、盆のときは、土日限らず、盆になったら盆やということで、皆さん、お休みですので、来られます。ただ、その前の週の週末しか、ほとんど人がやってこない。極端に言えば、月、火、水、木ってほとんど来ない。金曜日から、ぼちぼちやってきているという。週末3日だけ開けるというわけには、多分、いかないでしょうけれども、その辺のところも含めて、何とかアルバイトの方も機嫌よく働いてもらえるように、極端に言えば、月、火なんて誰も来えへんから、アルバイトの人の人数しか多いとか。実態は、そうでしょう。

だから、その辺のことを、もうちょっと、経営論的なものをもって、こうしたら儲かるん違うとか、いや、これは、美浜町の住民サービスでやっているわけやないでしょう、本当のことを言えば。美浜町の住民の人、ほとんどあそこでキャンプしませんよね。だから、これ対外的な、町の名前を上げるためにとかいうか、そういうことでやっているような関係上、やっぱりもうちょっと物を売るとか、1年中開けておくんだったら、例えばあの管理棟を、例えば100均の均一で美浜町のあちこちにあるのを全部あそこへ集めて、誰が、いつ、どこへ、ここへ来てくれたら、何でも、野菜ものは、町内の100均のものは置いてあるんですよってなことになったら、また話は変わってくるかもわかりませんが、やっぱり方法論をもうちょっと工夫して考えていただきたいなと思うんです。

ましてや、産業建設課は、今、若手ばりばりの課長さんですし、町長も、課長にだけご意見を聞いただけでも、いろんな意見が出てくるとは思うんです、担当課で聞いただけでも。私みたいなもの、何も言うても、上の空みたいなことしか言いませんので。だから、そこら辺で相談していただいて、ぜひ、黒字とは言わなくても、とんとんでやっていけるんやよとか、100千円以上の赤は出ないよとか、やっぱりそういうことを見つけていきませんかということなんです。だから、もう一つ、今後、町長が担当課とよく相談するよというようなお話をもう一遍お伺いできたら、まあまあ、安心して産業建設課も頑張ってくれているようすし、何とかなるとは思うんですが、その辺、いかがですか。

○議長（鈴木基次君） 町長。

○町長（森下誠史君） はい。高野議員にお答えいたします。

今までも、担当課、また担当課長ともいろんな形で相談というか、協議もしてございませぬけれども、さらにしていきたいなと思ってございます。

それと、やはり施設も老朽化しておる中で、突発的な修理、修繕とかも入ってきますので、その辺も含めた中で、先ほど産業建設課長が答弁させていただいたとおりなんですけ



れども、その辺もあるということ、高野議員もご存じかと思えますけれども、本当、キャンプ場というのととも、松林の保全というのを、そこも兼ねてということで、今後ともやっていきたいと思えますし、またいろんな形でご意見も、産業建設課等々と協議をしてまいりますけれども、またいい意見もいただけたらと思えますので、今後ともよろしくお願ひ申し上げます。

○議長（鈴木基次君） 田淵議員。

○9番（田淵勝平君） 提案理由説明の中で、全体的なことについては、今が、一番最初に説明ありましたように、全体的なことについては、ここで聞かなければいけないやろうということで、質問させていただきます。

総務政策課長が、地方交付税が減額になったという理由について、ちょっと、僕も、こら辺、もっとすっきり、ああ、こういうことでこうなってんなということを知りたいんで、僕、私が説明してくれたのを十分よう吸収せなんだというのがあるんです、まず。基準財政需要額、要するに向こうの需要額の算定の基準が下がってきたんで、要するにいわゆる財政力、財政規模というんか、下がったと。下がったと消費税等で収入が増えたんで、ちょっとあんたそこお金も儲かるさかいにということで、その地方交付税の額が下げられたというような、そういう認識の仕方でもいいんでしょうか。

それもそうなんですけれども、この基準財政需要額そのものが下がってくる中に、やっぱり、基準財政需要額なり、標準財政規模が下がってくる中には、やっぱりこの人口の減というのが影響しているのかなというところも、少しちょっとすっきり理解しやすく説明していただきたいんですけれども、お願いします。

○議長（鈴木基次君） 総務政策課長。

○総務政策課長（福島教君） はい。交付税の減額についてお答えいたします。

今回の減額につきましては、先ほど提案理由でもご説明しましたように、まずは基準財政需要額、単位費用がところどころで下がったということが1つと、それと収入のほうで、今、議員からもありましたように、地方消費税ということで、収入が増えたので、その分交付税でくれる額は減ったという部分が、今年があります。

それで、人口減についての影響というのは、国勢調査の人口を交付税算定の場合は活用するわけですが、この数字、人口については、5年に一度の国勢調査の際にしか変更はございませんので、現在使っている交付税の人口については、平成22年度国調の人口を使っております。それで、一番心配されるのは、今後やはり今年の国勢調査です。ちょうど、まさに、今、調査票の配布が始まっておりますけれども、これで速報値どれぐらいの人口が出てくるかというのは、大変大きな影響があると思えます。この人口については、もう速報値が出ると、即来年度の算定から使うという形になります。その分で、どれぐらいの影響額が出るのかというのを、今、大変心配しているところでございます。

以上です。

○議長（鈴木基次君） 田淵議員。

○9番（田淵勝平君） はい。理解できました。

この基準財政需要額のこの試算の係数というものを国が下げたこと、そういうことが一番大きな原因と理解していいんだと思います。それで、これ答えられたらですけども、今、この国勢調査の結果というのは、大変なことだと思うんです。実際問題、どれぐらい減ると予想しているかというのが、もしわかったら教えていただきたいということ、それはわからなかったら結構です。これくらいであってほしいなという願いで結構です。

ただ、次にこれに関連してなんですけれども、財政力指数が0.29、ずっと昨年度も0.29、今年も、今年というのか、去年のこの決算でも0.29。これ、ずっと最低というのか、記録をつくりつつ、徐々に下がりつつあるんやな。これプラスの何が、地方創生の話やな。結局、これを上げようという話できてくる中で、この0.29という、その下がり続けていることについて、これ防災企画課長というより、町長の腹づもりというのか、こんなにして上げていきたいんやという話を、まず聞かせていただきたいなという気持ちでございます。

それから、経常収支比率が昨年度93.7から94.8、また上がりました。一般質問でも、私、経常収支比率の高止まりということを質問させてもらったわけなんですけれども、僕、この中には思いがあるんです。ちょっと、補助率のええもんとかというんじやなしに、何の補助、町単独で要る費用というんを、もうちょっと考え直していかんだらいかんの違うかなと。それと、町単独で出す場合の返ってくる見返りというんか、高野議員が言われたんも、その一つだと思いますけれども、そこら辺については、もうちょっとシビアになっていかないかんの違うかな。

例えば、以前から言ってますように、肺がん検診とかしたら、その分、肺がんが済んで、医療費のほうが安くなる。結局、投資と返ってくる見返りとのいわゆるアウトカムの差があります。ただ、その中で、結局アウトカムの求められないものの投資というのは、もっとシビアに見やないかんの違うのかいな。ちょっと、最近、町長が変わってから、甘なってきたん違うんかなという思いが僕はあるんで、そこら辺について、お答え願いたいと思います。

○議長（鈴木基次君） 町長。

○町長（森下誠史君） はい。田淵議員にお答えします。

財政力指数ということで、0.29という形で、随分、下がってきておるではないかというご質問であったかと思えます。おっしゃるとおり、財政力指数ということで言えば、1以上でしたら不交付団体ということで、すばらしきかなと思うんですけども、なかなか美浜町の財政というか、税収ということで言えば、きびしゅうございます。そういった形の中で、どうしていくかということで言われれば、本当、企業誘致等々というような形で、言葉では言えるんですけども、現実に即応はなかなかできていないというか、しにくいというのが事実でございます。ご存じのとおり、この町税、個人住民税もそうなんですけれども、あと法人税等々というのも、田淵議員もご存じのとおり、なかなか企業も少

ない中で、どうしていこうかということの方向だと思うんですけども、これにつきまして、なかなか一美浜町で、私自身は、見出して、見出せないのが状況でございます。逆に、またいろんな形で、議員諸氏にまたご意見を頂戴しながらやっていかざるを得ないのじゃないかなと思います。

ご存じのとおり、吉原にございました大和紡績、以前は大和紡績なんですけれども、ここなんかも、もう、連結法人というんですか、それで社名も変わっておる中で、そういった形で言えば、いろんな形で企業も厳しくなってきたのが状況の中で、それが直接美浜町の税収ということにはね返ってきます。答えというのはなかなか見出しにくいんですけども、私としましたら、やはり企業立地というんですか、その辺も、県のほうとも、大和のほうにも足も運ばせていただいたことはありますけれども、なかなか大和関係のほうも、ここをどうしていくというような形で、私自身、お答えというんですか、それもいただいているのが現実でございます。

なかなか田淵議員の今のご質問に答弁になっているかといえば、なっていないケースのほうが多いかと思っておりますけれども、財政力指数ということ、税収ということ言えば、厳しいという形の中で、なかなか突破口を開けていないという現実でございます。その辺もお含みいただきたいなど、このように思います。

○議長（鈴木基次君） 総務政策課長。

○総務政策課長（福島教君） 今、ご質問にありました今回の国勢調査での人口をどれくらいに見込んでいるか。これは、もう大変難しい問題なのでございますけれども、これから、まずは調査に回ってということで、実は5年前の調査のときには、調査員さんというのを、全て、全員民間の方をお願いしてということだったんですが、今回、とにかく一人でも多く拾い込みをしなければならないということもありまして、調査員さんを半分程度役場の若手職員に協力をお願いして、時間内に回るわけにはいきませんので、時間外、それと土日ということで、今、精力的に調査票を配って回っているところです。

それで、5年前の数字で、今、交付税に使っている算定数値が8,000少しだったと思っておりますけれども、8,070ですか、ですので、仮に1年で100名程度人口減があると仮定すれば、500人、それからは減ってくるのかなというのは、試算はできることです。ただ、美浜町の国勢調査の場合、ちょっと特性がありまして、具体的に言うと、和歌山病院に重心病棟に入院されている方、長期入院されている方、ほとんどの方、住民票がこちらにないんですが、国勢調査の場合は、すべて調査対象に入ります。それとか、田井にあります老健施設、そこも長期入所の方ですと、住民票は美浜町にはないのですが、国勢調査の場合は、美浜町での調査対象に入ります。その辺では、住基人口と比べてプラスの要素は美浜町の場合、あるわけです。

それで、一方、住民票は美浜町にしているけれども、実際はもう学生で大阪に住んでいるよとか、京都に住んでいるよという方については、国勢調査の場合は、今度はそれは調査対象外となります。そこは、マイナスの要因ということで。

住基の人口で減っている要因に対して、今のような病院や老健施設でのプラス要因、それと住所を置いたまま県外に実際は住んでいる、町外に実際は住んでいるという方のマイナス要因、その辺のバランスで、どれぐらいの人数が拾えるかということになってくるかと思いますが、国勢調査1人100千円の交付税にはね返ってくるというふうな話もありますので、今回、とにかくできるだけ人口を拾い込んで、少しでも交付税の基礎数値に反映できるよう努めてまいりたいと思っています。

それと、経常収支比率の高止まりの懸念というお話ございました。確かに、高率の補助を探す努力というのは、これはもうもちろん、各課長、各担当、少しでも率のいい補助金、それと総務においては起債のほうでも、ただ単に借り入れするだけではなくて、償還について少しでもバックが、交付税措置バックのある起債というのを常に探しながら、メニューを探しているわけです。

その中で、少しでもこの高止まりの懸念というのは、私も、田淵議員と同じような懸念をしているところですので、今後とも、高率補助、それと少しでも有利な起債を探す努力ということに努めてまいりたいと思っております。

以上です。

○議長（鈴木基次君） 田淵議員。

○9番（田淵勝平君） 今、総務政策課長が言ってくれたように、500人、結局50,000千円ぐらいの規模が小さくなるということになるのかなと、私も聞かせてもらいながら思っていたんです。これは、もういたし方のない世界なんで、結果なんで、これはこれとして、町長の答弁にありましたように、財政力指数0.29と。これは、一般質問でも、議場のこの論議の場でも、本当に実のある議論ができるんかとなったら、懇談会のような格好でなかったら、これできないかと常々思っているんですけども、議員させてもらっている中で、そういうことで議論する機会というのは、本当はないんで、本当はなくてはいけないんでしょうけれども、この場でちょっとお話しさせてもらいます。

わかりやすいように、私、農業やっているんで、農業者の目から見た話させてもらいますけれども、昔、農業の場合、県の駐在員、農業改良普及員という技術から経営までいろんなことを指導してくれる人が、各町村に駐在しておりましたよね。ところが、今は県のほうへ引き揚げた。実際問題、我々農家の目から見ても、その人たちが本当に技術のバックアップしてくれているかというたら、大分もう遠なってしもたなという思いは実際しているんです、美浜町の担当ありますけれども。また、いま一つ農協の営農指導員というものがございます。でも、農協も合併して、農協という組織の維持運営のために、営農指導員というものは駆り出されても、結局、昔に比べて、ここの産業を育てるものは、私は、今、例は農業にとりましたけれども、だんだん真空地帯になっているのかなと。それは、多分、漁業でも一緒でしょうし、商売のほうでも、商業でも一緒だと思います。大きな会社を誘致するというのは、置いといての話として理解してください。

しかし、今言う、そういう第一次産業にかかわらず、第二次産業、第三次産業でも、そ

ういう経営というものを小さな中小企業をこつこつ元気にしていくという努力がなかったら、この0.29というものは、まだまだ下がっていくだけで、上昇してくる可能性ありません。それで、今言うように、こういう議論しているだけではというのは、こういう議場の中では、成果、実際問題はつながらないと思います。

そこでですけれども、結局、町のパイというんか、これは、もうこれ以上大きい、実際、総務政策課長が言われたように、標準財政需要額なり、そういうものも、もう財政規模そのものもこの形だったら、これを増やすということは、結局どこかで経常収支比率を苦しめるということになってくるんで、そこで、どこかを削って、結局ここら辺の地に着いた経営のというもの、これ経営コンサルタントとか、OB、試験場なり、農業の場合やったら農業の試験場なり、普及員上がりでOBの中で優秀な方ってたくさんおられます、県のほうを眺めてみたら。そういう方を見て、シルバー人材センターなんか、それとも来てから嘱託か何かで、5年間、美浜町の産業を一遍お願いすらよというようなことまで、地方がそろそろ手をつけていかなんだらいけないような時期になってきたんかなと。私、言ってること、非常に特別なこと言ってるようにお感じになるかもわかりませんが、やっぱり、我々、こうして見てたとき、職業というものを考えてみたとき、やっぱりプロの指導というのは、素人が考える以上のもの、ございます。そういうものに地方公共団体が手を一歩踏み出していかないかん時期になってきたんかなというのが、この財政力指数を見ていて、思うんです。

一遍、そこら辺、ほんまに最初から、適当な懇談会のような場でなかったら、こういう意思というのは伝わらないと思うんです。こういう場というのは、ほんまに不適切だと思いますけれども、この場で、私の、今の発言で理解せいというんも非常に無理な発言かもわかりませんが、町長、私の意見に対して、ちょっとどんなにお考えなんか、ちょっとご意見聞かせていただけたらと思います。

○議長（鈴木基次君） 町長。

○町長（森下誠史君） はい。田淵議員にお答えしたいと思います。

おっしゃるとおり、こういった財政力指数、また田淵議員、先ほどから言われておる国勢調査による人口というような形のご質問あったかと思えます。

いろんなこと総称して、それこそ先般の一般質問にあった地方創生の原点というか、その成り立ちではなからうかなと思います。やはり、地域が元気になる活力があって、そこに若人初め、多くの人が笑い、集うというような形のことを目指していきましょよというのが、それこそ地方創生だと思います。そういった形の中で、いろんな形で、会議、若手のワーキンググループとか、本部とか、いろんなさせていただいておるんですけれども、おっしゃるとおり、その地域が存続していくのには、若者がおらなければならない、その若者がおるのにはどうしていきますかということですが、それは、おっしゃるとおり、仕事のする場所が必要とか、そして産業が必要とかという形で、今は模索しておるのが現実でございます。田淵議員がおっしゃるとおり、いろんな、この場だけじゃなくて、

座談とか、そういったケースの中で、また今後とも協議もしてまいりたいなと思いますけれども、本当、各地域、各地方も、今いろんな五里霧中だと思いますけれども、美浜町としましても、地方創生というような形の中で、今後ともいい意味の人口増、そして地域の活性化を目指してやってまいりたいなと思いますので、またいろんな形で、ご提言もいただきたいなと思います。

本当、これという答えは、これにつきまして出てはいないのが現実でございますけれども、私たちのふるさと美浜町でございます。それに取り組んでまいるのが私の仕事であって、今後ともそういった方向で取り組んでまいりたいと思いますので、よろしくお願い申し上げます。

○議長（鈴木基次君） ほかにありませんか。

○議員 「ありません」

○議長（鈴木基次君） 次に、第13款国庫支出金から第20款町債について細部説明を求めます。

決算書の21ページから44ページまでです。総務政策課長。

○総務政策課長（福島教君） 次に、21ページから44ページまでの歳入についてご説明申し上げます。

21ページの国庫支出金の歳入額は3億39,522千円で、前年度と比較して13.79%の減少でございます。

国庫支出金のうち国庫負担金は1億76,196千円、国庫補助金は1億54,772千円、国庫委託金は8,553千円でございます。

国庫負担金の主なものには、民生費国庫負担金、社会福祉費負担金71,084千円、これは障害者自立支援として64,380千円、児童福祉費負担金91,453千円では、児童手当負担金や保育所負担金がございます。総務費負担金13,660千円は、地籍調査費負担金でございます。

21ページ下段からの国庫補助金では、本年度、教育費国庫補助金で、体育館の非構造部材耐震改修に充てる防災対策推進学校施設環境改善交付金が小中あわせて23,127千円、土木費国庫補助金で土砂災害ハザードマップ補助金3,501千円、民生費国庫補助金で子育て世帯臨時特例給付金補助金が10,339千円、総務費国庫補助金では、臨時福祉給付金給付費補助金が27,442千円、がんばる地域交付金7,940千円、社会保障・税番号制度システム整備費補助金663千円などが初めて交付されたものでございます。

農林水産業費で、防衛施設周辺整備助成補助金は20,436千円でございます。

25ページの国庫委託金8,553千円の主なものは、総務費委託金、選挙費委託金の衆議院議員選挙委託金4,614千円などがございます。

国庫支出金の歳入総額に占める割合は、8.96%でございます。

27ページからの県支出金の歳入額は2億23,373千円で、前年度と比較して

4. 14%の減少となりました。

主なものは、県負担金では、民生費県負担金1億8,010千円の中では社会福祉費負担金の国民健康保険保険基盤安定負担金、障害者自立支援給付費等負担金や後期高齢者医療保険基盤安定負担金など、また児童手当などに関する児童福祉費負担金がございます。

総務費県負担金、地籍調査費負担金は、6,830千円でございます。

民生費県補助金のうち、社会福祉費補助金14,811千円の中では心身障害者医療費補助金や地域生活支援事業費補助金など、児童福祉費補助金30,126千円の中では放課後児童健全育成事業や乳幼児医療費補助金、安心こども基金補助金などがございます。

衛生費県補助金1,339千円では、保健衛生費補助金、浄化槽設置整備事業費補助金などがございます。

31ページの農林水産業費県補助金25,247千円では、農業費補助金で新規就農総合支援事業など、林業費補助金17,923千円は松くい虫防除事業に要する県補助金が大部分でございます。水産業費補助金2,618千円は、県単港湾施設整備補助金及び河川流出物等回収事業補助金でございます。

土木費県補助金5,859千円は、普通県費補助事業や住宅耐震化促進事業によるものがございます。

33ページ、観光費県補助金3,229千円は、観光トイレなどの改修補助金でございます。

消防費県補助金9,136千円は、わかやま防災力パワーアップ補助金と再生可能エネルギー等導入推進補助金でございます。

県委託金18,042千円は、県民税徴収委託金や統計調査委託金、選挙費委託金が主なものでございます。

県支出金の歳入総額占める割合は、5.89%でございます。

33ページ下段からの財産収入の歳入額は4,395千円で、基金の利子が主なものでございます。

歳入総額に占める割合は、0.12%でございます。

35ページの寄附金の歳入額は、1,661千円でございます。

内訳は、ふるさと納税寄附金5件で300千円と、新規で図書館の蔵書に活用してほしいという申し出のあった寄附1件1,361千円でございます。

歳入総額に占める割合は、0.04%でございます。

繰入金の歳入額は3億45,378千円で、前年度と比較して96,475千円、率にして21.83%の減少でございます。

繰入金の内訳は、後期高齢者医療特別会計からの繰入金は4,323千円、基金繰入金では財政調整基金から3億10,000千円、ふるさと基金からは17,724千円、高齢者福祉基金から10,000千円、減債基金から1,008千円、住宅基金から2,300千円などとなっています。

厳しいやりくりの中で、財政調整基金からの繰入金が続いてございます。

繰入金の歳入総額に占める割合は、9.11%でございます。

37ページ下段から、繰越金の歳入額は2億28,958千円で、前年度と比較して13.63%の増加でございます。

歳入総額に占める割合は、6.04%でございます。

39ページ、諸収入の歳入額は63,180千円で、基幹業務の共同クラウドシステムに和歌山県が主導したモデル事業として参加したことにより、自治体クラウドモデル団体支援助成金6,099千円が新規で交付されてございます。

他に主なものは、学校給食費、放課後児童健全育成事業、市町村振興協会交付金などの雑入でございます。

なお、学校給食費で55件1,879千円を不納欠損処分いたしました。

雑入の歳入総額に占める割合は、1.67%でございます。

43ページ、町債の歳入額は2億29,600千円で、内訳は道路橋梁整備事業債22,300千円、緊急防災・減災事業債21,200千円、教育債は53,500千円、臨時財政対策債は1億32,600千円でございます。

農林水産業債については、全額翌年度へ繰り越しでございます。

歳入総額に占める割合は、6.06%でございます。

以上が歳入についてのご説明でございます。

○議長（鈴木基次君） これから質疑を行います。田淵議員。

○9番（田淵勝平君） 今の、一つ、町長にふるさと納税頑張ってみましょうよという話しさせてもらったんですけども、5件で300千円。この結果について、町長はどんなに思っているのかなというの、これまず一つ伺っておきます。

いま一つ、提案理由説明でもございましたし、この紙の雑入のところに不納欠損1,870千円は、平成18年から24年度に、学校給食費55件を処分したということ、ございます。これは、ちょっと、僕、ここら辺、わかりにくいんやけれども、今まで、こういう不納欠損というの出てなかったんけれども、今回出てきたということについて、何か理由があるんでしょうかね。そこら辺、ちょっとだけ説明お願いできますか。

○議長（鈴木基次君） 町長。

○町長（森下誠史君） 田淵議員にお答えいたします。

おっしゃるとおり、ふるさと納税ということで300千円ということ、金額で言えば少ないのではなかろうかなと思います。そして、田淵議員も以前の議会の中で、ふるさと納税というふうな形もご質問もあったかと思えます。たしか、私自身、そのときですけれども、税ということ言えばおかしいかなと思いますけれども、いろんな形で、今、各市町村、過熱という言葉はどうかかわからないんですけども、いろんな形で競争もしている中で、前向きに検討していきたいというような形でご答弁もさせていただいたかと思えます。

現実、このふるさと納税ということで300千円とか、また時によれば、年によれば、



1,000千円ぐらいを超すケースもございます。本当、美浜町に関連のある方が、こういった形でしていただいているのが現実で、その方が、その例えば××年に多額のこのふるさと納税なかったら、ぐんと下がるような状況でございます。今、現時点で、各市町村がしているのは、本当、いろんなところを使った中で、ふるさと納税を競争しているような状況でございます。私自身の考えといたしましたらば、担当課のほうですけれども、前向きにこれについたらば検討して行ってほしいということ、話もして、現在はその方向で進んでおります。

美浜町の特産ということ言えば、いろんな、またキュウリ等々もありますけれども、それとプラスアルファで考えられないかなということ、例えば美浜だけの、美浜町だけの特産物以外も検討に入るのではなかろうかと、このような方向で検討してくれと言っております。

以上です。

○議長（鈴木基次君） 教育課長。

○教育課長（西端成太郎君） 田淵議員にお答えをいたします。

不納欠損の1,870千円のことについてですが、一般質問の中西議員のご質問にもあったかと思いますが、平成27年4月から、つまり今年の4月から、給食費の滞納について、厳しく徴収をしていこうということになりました。これは、昨年度来、教育委員会等々でもいろいろ協議した中での話なんですけれども、つまり、27年4月からについては、27年度分についてお支払いいただけない場合は、もう給食は差し上げられない、つまりはこれ以上増やさないというのが1点、それでそのためのケアといたしましても、弁当を持ってきても不自然でないようにということで、文書も出させていただいたということがあります。

もう1点は、今までの未納の分について、できるだけ徴収をしていくということであり、それで、徴収していくに当たっては、今までどおり訪問をしていったとしても、なかなかちょっとらちが明かないという状況が、もう従来ございましたところで、法的措置ということになっていきますと、これ民法の世界になりますので、2年を超えたら強制的にとることはできないということがございます。つまりは、2年以内のものについては強い態度で徴収していくが、それ以前のものについてはそういうことができないという状況にあります。ですから、今回不納欠損させていただいた1,870千円幾らかというのは、2年よりもっと前のということになります。ただ、その25年以降のものについては、法的に強くとっていくことができるということになりますので、そのことについては、未納者に働きかけて、今、徴収をしているところでございます。

以上でございます。

○議長（鈴木基次君） 田淵議員。

○9番（田淵勝平君） まず、ふるさと納税のほうについて、私、ほんまに、前のときも話ししましたように、ふるさと納税というこの税のシステムというのは、余りええ税のシ

システムやと思ってないんです。町長がおっしゃるように、過熱しているのも事実です。過熱したんなら負けんようにやりましょうと言うたんですが、前の質問だったように思っています。一つ裏返したら、うちとかが、ここへ力入れるって、町長、言うているのに、300千円しかようもらわん、企画力がそんなに乏しいんですかと言うてるんです。これが乏しいようなことでは、0.29の、先ほどここで質問したんですが、ちょっと伝わらん、私が何を言いたいかって伝わらんなどと思って、ちょっと反省もしているんですけども。財政力指数上げるような大変なことできませんよ。企画力、ちっと厳しいやと言うけれども、うちとこの町の企画力って、この程度なんですか。ちょっと、厳しく指摘させていただきま

す。

それから、この子どもの給食費のお話ですけども、意味はわかりました。それで、チャイルド・プアの質問をしながら、給食費はもう強制的にという話聞いたら、ちよつとこら辺、痛むところもあるんですけども、この処理の仕方なんですよ。時効は確かに2年とありますけれども、これは援用を行った結果なんですか。まず、時効の援用という話があるでしょう。それと、何度もやりとりしたら、また議長に叱られるんで、言っときますけれども、結局、普通の税金は、公の債権、公債権ですけども、これは私債権でしょう。民法ですよ。だったら、自治法の第2節権限、第96条の10項、法律もしくはこれに基づく政令または条例に特別な定めがある場合を除くほか、権利を放棄すること、結局、私債権を放棄するという事は、町がもらえるはずのものを放棄するわけなんですよ。これは、もしかしたら、そこの対応なのか、こっちの対応なのかわかりませんが。多分、こっちのほうの話になると思うんですけども。この第96条というのは、普通地方公共団体の議会は、次に掲げる事件を決議しなければならない。これ、議会の議決なしに、私債権の放棄ってできるんですか。これは、全然こっちかもわかりませんが。

○議長（鈴木基次君） 教育課長。

○教育課長（西端成太郎君） 田淵議員にお答えをいたします。

地方自治法の第96条ということについて、ご質問だったかと思いますが、このことについては、現状で今のところ、私のほうで詳しくちよつと内容を存じておりませんので、また今後ちよつと勉強させていただきたいと思います。

以上です。

○議長（鈴木基次君） 町長。

○町長（森下誠史君） 田淵議員のふるさと納税というご質問にお答えいたします。

この26年度の決算書ということで、300千円でございます。やはり、先般もいろんな新聞にも、ふるさと納税のランキングというような形で、ちよこちよこ出ているかと思えます。ちよつと、市町名は忘れてしまったんですけども、例えばブランド豚とか、ブランド牛とか、そういった形の中で、町でも、何億というような形で、ふるさと納税のケースもあろうかと思えます。即座、そこまではいかないかと思えますけれども、それを目指して取り組むようにということで、現在は進めておるような状況でございます。

以上です。

○議長（鈴木基次君） 田渕議員。

○9番（田渕勝平君） 勉強しときますというんじゃなしに、自治法の条例違反は、やっぱりここで、そこから先進めませんよ。

施行例の中で、免除というのも正直ございます。しかし、これを見ても、当初の履行期限、これがあって10年を経過した後において、債務者が云々ということになっているんですよね。これ、普通このままだったら、これ条例として上がってくるのが絶対おかしいですよ。一遍、議長、そこら辺、きちんと、もしかしたら私が間違っているのかもわかりません。条例の細かい話。ちょっと、きちんとこのところせなんだら、してもらわんと、ここから先、審議進むべきじゃないのかもわかりませんよ。議長の判断にお任せしますけれども。

○議長（鈴木基次君） しばらく休憩します。

再開は2時50分とします。

午後二時三十二分休憩

————— . —————  
午後二時五十分再開

○議長（鈴木基次君） 再開します。

教育課長。

○教育課長（西端成太郎君） 田渕議員にお答えをいたします。

まず、今回のこの1, 870千円のことを判断した根拠としては、民法上ということで、法令等、あと弁護士等とも相談をいたしまして、民法上は2年で不納欠損になります、消滅時効が来ますよということで、ご判断させていただきました。

あと、田渕議員がおっしゃいました自治法のことについてですけれども、援用ということでございますが、徴収に行ったときに、もう払えないとか、払わないとか、そういう言質上のことですが、そういうことであれば、承っております。

以上です。

○議長（鈴木基次君） 田渕議員。

○9番（田渕勝平君） ここに、公債権は時効が原則5年で、時効の援用が不用である、確かに税金5年払わなんだら、もう自動的に権利がない、失われている。これ、私債権は時効が原則10年、これいろいろあるんで、民法なのであるんですけれども、援用が必要であるため、両者は債権管理上大きく性質が異なるとあります。その援用というのは、いつ、どういう形でされたんですか。ほんで、そこで援用いいですよ。そうだと言うんだったら。しかし、こういう場合は、自治法と施行例というたら、自治法のほうが上位法になるので、普通はこれ、これこれしかじかという私債権については、この場で、この場というより、議会の議決を得るのほうが適切ではないんですか。できるさかい、それでやってんというのでいいんですか。それで、そこら辺、私もプロではありませんので、そこ

ら辺、インターネットで引き回したやつで判断しているんですけども。いかがですか。

○議長（鈴木基次君） 会計管理者。

○会計管理者（中井善朗君） 田淵議員のご質問にお答えいたします。

不納欠損額の事例として、次のようなものがありますというふうなことで、列挙をされております。まず、1点目として、地方公共団体の金銭債権について、5年間の消滅時効が完成した場合、これは地方自治法の第236条第1項、第2項になりますけれども、続いて2点目として、先ほどから出ていますように、司法上の債権について時効の援用があった場合、それから3点目として、地方公共団体の職員の賠償責任があると認定されたものについて、その後、議会の同意を得て全部または一部を免除した場合、それから4点目、地方税の減免を条例の規定に基づき決定した場合、それから田淵議員もおっしゃられています5点目として、議会の議決を得て権利放棄した場合、地方自治法の第96条の1項10号ですね。それから、法人について精算すべき財産が存在した状況で破産手続が終了し、法人格が消滅した場合、7点目として、自治法施行令第171条7により免除された場合、こういう事例としてあります。その中の2点目として、司法上の裁定について、時効の援用があった場合ということで、先ほど担当課長がご説明させていただきましたように、当人からそういうことの徴収に行った際に、払いませんという言葉をいただいたというところがこの点に当たるということで、担当課のほうでは不納欠損処分を行ったということで、理解をしております。

以上です。

○議長（鈴木基次君） 田淵議員。

○9番（田淵勝平君） それで、ここで、今の時期にそうしたから、時効を経過したら時効の援用をするか、時効の利益を放棄して支払うかは、当事者、向こうのなんです。確かに、そうやけれども、今ここでなぜなんですか、だったら。これ、適切な処理の、私、さっきの繰り返しになるのかもわかりませんが、もうこういう形で援用、援用って、向こうが援用したからって言ってますけれども、普通、向こうが時効だからもう払いませんよって、実際、これ何件だったのかな。55件、全部行ったんですか。普通、55件、わしはもう払わない、一番新しいのは24年だったかな。25年、26年、確かに2年は経ってないこと、ありませんよね。55件、全部援用は確認したんですか。口頭でもできると、ありますけれども。

○議長（鈴木基次君） 教育課長。

○教育課長（西端成太郎君） 件数は55件ですが、世帯の数ということでいけば、同じ方が何年にもわたってということでございますので、かなり少ない数にはなっています。

以上です。

○議長（鈴木基次君） 田淵議員。

○9番（田淵勝平君） 少ない数、55件にわたって、だから1人1回わしよ払わへん

よって言うたら、もうそれでいいんですかと聞いているのよ。そうじゃないんでしょう。55件があったら、55件について、これについては援用ということをしちんと確認とっていかなくてはいけないんじゃないんですか。

○議長（鈴木基次君） 教育課長。

○教育課長（西端成太郎君） 滞納している方につきましては、かなりもう積み重なっている方がおりますので、それについて、逐一、一件一件確かめてということではなくて、それ合算をしたことで、払うか払わないかということについて確認したということでございます。

以上です。

○議長（鈴木基次君） 田淵議員。

○9番（田淵勝平君） どうも、私には、その処理の仕方があやふやに見えるんですけれども。皆さん、確信を持ってそうおっしゃるなら、その部分については、今、疑問のままですけれども。

なら、17ページに、公営住宅の使用料あるでしょう。ここでも、126千円、これも私債権ですよ。これも、不納欠損している。ここら辺は、どんなになっているんですか、そうしたら。

○議長（鈴木基次君） 総務政策課長。

○総務政策課長（福島教君） この126千円につきましては、お一人の方で2年前に亡くなった、おひとり暮らしの方でございます。相続関係者が、大阪の方ですが、職権消除をされておりまして、全く追いかけることができないという方でございます。それで、それにつきまして、全国的にそういう要綱をつくって、全くそういう債権者が不明と、行方不明という場合については、そういう要綱に基づき、不納欠損処分をしているという事例が見られますので、この方については、お一人でございますけれども、お一人の18カ月分ということで、そういう処理をさせていただいたものでございます。

○議長（鈴木基次君） 田淵議員。

○9番（田淵勝平君） そこら辺は、僕、法律的には詳しくないんですけれども、この住宅は5年ですよ。亡くなって、法的に相続しませんよと切ったわけでしょう。こういう場合というのは、だからもう不納欠損ですよという形をとるんか、それとも、こういう事情なんで、議会の議決で不納欠損にしますというほうが、適切な処理の仕方ではないんですか。これ、自信があって言うてるんじゃないんですけれども。

○議長（鈴木基次君） 総務政策課長。

○総務政策課長（福島教君） これも、弁護士さんにちょっとお話を聞いたところ、裁判を例えば起こして、1,000千円ぐらいかかるらしいんですけれども、そういう裁判で、関係者全くないです、利害関係の方、もうこれ以上見つかりませんというところまでやり切って落とすという方法も、あるということもお聞きしたんですけれども、120千円をもらうのに1,000千円かけて裁判をするのかという問題もありまして、そういう要綱

で、町の決裁で落としているという事例も見られましたので、今回はそういう処分をさせていただきますのでございます。

○議長（鈴木基次君） 田淵議員。

○9番（田淵勝平君） 裁判しろと言っているんじゃないんです。それから、私もチャイルド・プアの質問をしながら、給食費の未納ということはどういうことかというんも、それを追求、払えということを追求しているというより、処分の仕方を言うてるんですよ。それで、1,000千円もかけて裁判するんだったら、議会で議決とったら、ごく簡単じゃないんですか。僕、裁判しろと言ってるつもりじゃないですよ。ほんで、こういう規定があって、こういう、長い、これはもう本人が死んだんで、亡くなったんで、債権をいただくことはできませんよ。行使できませんよ、だから議会で議決する、いわゆる議会の権限をば利用したのほうが簡単じゃないんですか。裁判しろということを言うてるんじゃない。だから、どちらのほうについても、援用したんや、援用したんやって、援用は口頭でもできるらしいですね。だから、そういうことやから、そんなあやふやなものより、これは時効、2年たっておりますので、これこれしかじか議会の議決を得たほうが、処理の仕方として正しいんじゃないですか。そっちのほうが正しいんですか。どう考えても、裁判しなさいというてしたほうがいいんですかというようなこと、私、言うてるつもりございませんよ。そのほうが、よっぽど簡単だと思う。ただ、手続をすればいいんですから。不納欠損落としたり悪いと言うてるわけじゃない、必要な手続さえ踏めばいいんですから。

○議長（鈴木基次君） 総務政策課長。

○総務政策課長（福島教君） 先ほど、中井会計管理者からもありましたように、本人が払えないという意思表示をした場合は、その事例の列挙の中に議会議決というものもありますけれども、この場合については、議会要綱に定めるということで、議会議決は必要ないという判断をしたものでございます。

以上です。

○議長（鈴木基次君） 田淵議員。

○9番（田淵勝平君） 確かに、この第96条の10項には、「法律若しくはこれに基づく政令又は条例に特別な定めのある場合を除くほか」となっていますよね。それ、要綱というのは、これに相当するんですか。「権利を放棄すること」、「除く」、ほかの権利を、簡単に、誰が考えても、これこれしかじかこういと、美浜町の住宅云々というような、条例で定めておけば、それは当然わかります。でも、要綱がありますと言うてるけれども、その要綱というよりも、私が言うように、権利を放棄しました、こういう事情でって。多分、皆さん、亡くなられたということ、これ以上徴収できないというのも理解できますので、法律でもないんでしょう。要綱でしょう。そうしたら、私の言っていることおかしいですか。

○議長（鈴木基次君） しばらく休憩します。

再開は3時20分とします。

午後三時〇四分休憩

午後三時二十二分再開

○議長（鈴木基次君） 再開します。

総務政策課長。

○総務政策課長（福島教君） 貴重なお時間をいただき、申しわけございません。

条例で特別な定めがある場合となっているところを、その要綱もしくは財務規則等で、同じ扱いとしてよいのかというところの解釈について、ちょっと、今、上部機関へ確認中でございます。

以上でございます。

○議長（鈴木基次君） 田淵議員。

○9番（田淵勝平君） この説明によりますと、給食費のほう、18年から24年までという話ですけれども、課長、ご指摘のことなら、2年で援用ということ宣言してある。今まで、この昔の、18年、前のやつは、払う払うと言うてたんですか。待ってくれ、待ってくれて言うてたんですか。常識的に考えて、同じ人が言うてきたら、もうそんなやつないわって、今になって、どう考えても今になって、ぱつとよう払わんで、こう言われたように、我々は感じるでしょう。というより、不納欠損で落としたり悪いと言うてるんじゃないんです。こっちも、話もよくわかります。不納欠損、処理の仕方というのが、法的に許されるんかという話をしてるんです。そこら辺は、ちょっとご理解いただきたいんですけどね。普通から考えたら、ここの、何を、2年経ったさかい、この分についてはもう無理です、こっち払ってくださいよというやりとりはあったんですか。一気にここになって、55件、1,870千円、よう払いませんで、ちょっと不自然やないですか。

○議長（鈴木基次君） 教育課長。

○教育課長（西端成太郎君） 一挙にといいますか、常々、滞納の徴収について回っていたわけですが、その都度、払わないというご意思をいただいていた。突然、今回になってということではなくて、ずっといただいていたということになっております。

以上です。

○議長（鈴木基次君） 田淵議員。

○9番（田淵勝平君） ならば、不納欠損で、過去から、結局、今まで払えませんと言うてるんですから、援用を向こう制限しているわけでしょう。そうしたら、今までも、この給食費というのか、不納欠損でしたら、何か理解できるんです。ないのがいきなり、まとめて1,700千円も出てくるんで、ちょっとって、誰でも首かしげますよね。何で、今まで、我々、常識的な判断として、何で今まで、ちょっとよう払わんよと言われたときに、もう、そこで援用と判断して、不納欠損で落とすか。また、むしろ逆に私が言いたい、自然な形というのは、もうこれは何年もこうなっているんで、ほんでもうこの際不納欠損で落としますよということを議会の議決で上程したら、この中で、そんな、もっととって

こいって、そんなこと言う人ないと思うんです。了解してくれると思うんです。

だから、適切にその都度その都度、この分については、議会の議決で権利放棄していくのが、自然じゃないですか、誰が考えても。

○議長（鈴木基次君） 教育課長。

○教育課長（西端成太郎君） 田渕議員にお答えをいたします。

田渕議員のご指摘、今、もっともなところ、非常にございます。ただ、今回、突然にと  
いうご指摘ありましたが、したのは、突然と受けとめられるかもわからないですけども、  
課題といたしましても、年々、滞納額溜まっていくという現状、現実がございまして、こ  
のままではもう増えていく一方でありました。それで、何とかしなければということで、  
先ほど申しましたように、27年度からは、もう払っていただかない方については、もう  
ちょっと給食は出せないよということ、あとは、法的に時効が消滅していないものについ  
ては、もう法的なことも踏まえて、強くとっていくよということでやろうかということで、  
対処いたしました。

以上です。

○議長（鈴木基次君） お諮りします。

本日の会議は、これで延会にしたいと思います。明日、引き続きこの件について質疑を  
行います。ご異議ありませんか。

○議員 「異議なし」

○議長（鈴木基次君） 「異議なし」と認めます。したがって、本日はこれで延会とする  
ことに決定します。

本日はこれで延会します。

午後三時二十七分延会

再開は、あす午前9時です。